

事業概要

(全 県)

令和7年度

広島県

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		8,749	1,398	1,550	187	2,036	2,344	467	767
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	4	2	－	－	1	1	－	－
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	87	14	16	－	17	24	7	9
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	9	2	1	1	3	1	－	1
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	110	30	13	2	17	28	8	12
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	1,238	189	206	31	271	372	77	92
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	37	2	9	2	8	9	4	3
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	5	1	1	－	1	1	－	1
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
010	シャルコー・マリー・トゥース病	神経・筋疾患	4	2	－	－	2	－	－	－
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	207	31	41	5	46	54	8	22
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	172	35	31	4	43	40	7	12
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	29	1	4	2	12	7	2	1
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	10	2	3	－	4	1	－	－
016	クロウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	1	－	－	1	－	－	－	－
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	83	17	10	1	23	20	7	5
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	220	44	39	5	47	70	7	8
019	ライソゾーム病	代謝疾患	11	－	4	－	2	5	－	－
020	副腎白質ジストロフィー	代謝疾患	4	－	1	－	1	2	－	－
021	ミトコンドリア病	代謝疾患	10	1	4	－	2	2	－	1
022	もやもや病	神経・筋疾患	125	14	15	2	20	48	16	10
023	ブリオン病	神経・筋疾患	4	1	－	－	1	2	－	－
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
025	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
026	HTLV-1関連脊髄症	神経・筋疾患	4	1	1	－	－	2	－	－
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	3	1	1	－	－	1	－	－
028	全身性アミロイドーシス	代謝疾患	92	23	17	2	16	17	8	9
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
032	自己貪食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	29	－	8	1	10	8	1	1
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	20	3	5	－	4	4	2	2

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		8,749	1,398	1,550	187	2,036	2,344	467	767
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	2	－	1	－	－	1	－	－
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	17	3	3	－	4	5	1	1
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
040	高安動脈炎	免疫疾患	20	1	5	－	3	10	1	－
041	巨細胞性動脈炎	免疫疾患	27	6	4	－	3	5	4	5
042	結節性多発動脈炎	免疫疾患	11	3	1	－	2	1	1	3
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫疾患	93	14	9	3	21	24	8	14
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫疾患	36	6	6	2	4	15	1	2
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫疾患	61	8	7	4	18	16	4	4
046	悪性関節リウマチ	免疫疾患	28	4	4	－	3	10	1	6
047	バージャー病	循環器疾患	18	－	5	－	5	4	－	4
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫疾患	6	2	2	－	－	1	－	1
049	全身性エリテマトーデス	免疫疾患	474	97	66	12	120	126	17	36
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	免疫疾患	234	36	29	7	73	56	11	22
051	全身性強皮症	免疫疾患	231	36	37	4	57	62	16	19
052	混合性結合組織病	免疫疾患	82	14	11	2	22	28	1	4
053	シェーグレン症候群	免疫疾患	103	15	17	1	28	24	3	15
054	成人スチル病	免疫疾患	36	4	6	－	14	5	1	6
055	再発性多発軟骨炎	免疫疾患	9	3	4	－	1	1	－	－
056	ベーチェット病	免疫疾患	96	10	17	－	31	21	6	11
057	特発性拡張型心筋症	循環器疾患	117	15	34	6	13	25	5	19
058	肥大型心筋症	循環器疾患	27	2	5	－	5	8	2	5
059	拘束型心筋症	循環器疾患	1	1	－	－	－	－	－	－
060	再生不良性貧血	血液疾患	61	12	8	2	7	15	9	8
061	自己免疫性溶血性貧血	血液疾患	8	1	2	－	－	3	2	－
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液疾患	11	2	－	－	4	2	1	2
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液疾患	129	23	29	3	25	33	3	13
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液疾患	3	1	1	1	－	－	－	－
065	原発性免疫不全症候群	血液疾患	21	4	8	－	3	－	2	4
066	IgA腎症	腎・泌尿器疾患	127	16	24	5	39	17	9	17
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器疾患	119	17	23	2	32	34	4	7
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節疾患	63	10	10	2	11	16	4	10
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節疾患	268	35	41	3	55	85	19	30
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節疾患	106	3	32	1	24	20	8	18

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		8,749	1,398	1,550	187	2,036	2,344	467	767
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節疾患	299	43	51	3	68	90	16	28
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌疾患	23	3	7	1	7	3	2	-
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌疾患	2	-	1	-	1	-	-	-
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌疾患	16	6	5	-	5	-	-	-
075	クッシング病	内分泌疾患	7	1	1	-	1	3	1	-
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌疾患	21	6	-	-	5	5	4	1
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌疾患	142	28	27	5	33	31	3	15
079	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌疾患	17	2	1	-	8	2	2	2
082	先天性副腎低形成症	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
083	アジソン病	内分泌疾患	3	1	-	1	-	1	-	-
084	サルコイドーシス	呼吸器疾患	88	12	13	1	18	32	2	10
085	特発性間質性肺炎	呼吸器疾患	232	30	33	5	73	52	16	23
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器疾患	41	9	2	-	7	15	2	6
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器疾患	53	10	11	-	13	12	-	7
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器疾患	7	-	-	-	2	3	-	2
090	網膜色素変性症	視覚疾患	156	13	27	3	34	59	10	10
091	バッド・キアリ症候群	消化器疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
092	特発性門脈圧亢進症	消化器疾患	2	-	-	-	-	1	1	-
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器疾患	175	37	46	6	30	37	4	15
094	原発性硬化性胆管炎	消化器疾患	11	3	1	1	-	5	-	1
095	自己免疫性肝炎	消化器疾患	65	9	13	1	9	21	6	6
096	クローン病	消化器疾患	384	68	77	9	84	102	24	20
097	潰瘍性大腸炎	消化器疾患	1,032	168	195	22	256	277	38	76
098	好酸球性消化管疾患	消化器疾患	12	5	1	-	3	2	-	1
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
101	腸管神経節細胞僅少症	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
103	CFC症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
104	コステロ症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
105	チャージ症候群	染色体・遺伝子異常	1	1	-	-	-	-	-	-

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		8,749	1,398	1,550	187	2,036	2,344	467	767
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫疾患	6	1	2	-	2	1	-	-
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
109	非典型型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器疾患	3	1	1	-	1	-	-	-
110	ブラウ症候群	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
111	先天性ミオパチー	神経・筋疾患	3	-	-	-	2	1	-	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	38	2	8	1	9	16	1	1
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	3	1	-	-	1	-	-	1
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	4	-	-	-	2	1	-	1
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
121	神経フェリチン症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神経・筋疾患	2	-	1	-	-	1	-	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う 常染色体劣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	5	2	-	-	1	1	-	1
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う 遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	2	-	-	-	-	2	-	-
126	ペリー病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	10	2	1	-	2	3	2	-
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
134	中隔視神経形成異常症/ ドモルシア症候群	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
139	先天性大脳白質形成不全症	神経・筋疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		8,749	1,398	1,550	187	2,036	2,344	467	767
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
142	ミオクロニー欠神てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
144	レノックス・ガストー症候群	神経・筋疾患	8	1	3	-	1	1	1	1
145	ウエスト症候群	神経・筋疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
146	大田原症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
147	早期ミオクロニー脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
151	ラスムッセン脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
156	レット症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	7	-	2	-	3	-	-	2
159	色素性乾皮症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	皮膚・結合組織疾患	22	4	6	-	5	3	1	3
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	3	1	1	-	1	-	-	-
164	眼皮膚白皮症	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜症	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
167	マルファン症候群	循環器疾患	11	3	4	-	2	1	-	1
168	エーラス・ダンロス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
169	メンケス病	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
171	ウィルソン病	代謝疾患	4	-	1	-	1	2	-	-
172	低ホスファターゼ症	骨・関節疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
173	VATER症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
174	那須ハコラ病	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
175	ウィーバー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-

難病対策等

(1)特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		8,749	1,398	1,550	187	2,036	2,344	467	767
176	コフィン・ローリー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
177	ジュベール症候群関連疾患	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
179	ウィリアムズ症候群	循環器疾患	3	-	2	-	-	-	-	1
180	ATR-X症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
181	クルーゾン症候群	聴覚・平衡機能疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
182	アペール症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
183	ファイファー症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
184	アントレー・ピクスラー症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
185	コフィン・シリス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
186	ロスムンド・トムソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
187	歌舞伎症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
188	多脾症候群	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
189	無脾症候群	循環器疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
190	鰓耳腎症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	内分泌疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
192	コケイン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
193	ブラダー・ウィリ症候群	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
194	ソトス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
202	スミス・マギニス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
203	22q11. 2欠失症候群	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
208	修正大血管転位症	循環器疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
209	完全大血管転位症	循環器疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
210	単心室症	循環器疾患	3	-	-	-	3	-	-	-

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		8,749	1,398	1,550	187	2,036	2,344	467	767
211	左心低形成症候群	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	循環器疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない 肺動脈閉鎖症	循環器疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器疾患	5	1	-	-	2	2	-	-
215	ファロー四徴症	循環器疾患	5	-	2	-	-	2	-	1
216	両大血管右室起始症	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
217	エプスタイン病	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
218	アルポート症候群	腎・泌尿器疾患	3	-	1	-	-	2	-	-
219	ギャロウェイ・モフト症候群	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器疾患	18	1	6	-	3	5	-	3
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器疾患	5	-	1	-	2	2	-	-
222	一次性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器疾患	99	16	29	2	23	17	5	7
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器疾患	5	1	3	-	1	-	-	-
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器疾患	11	2	3	-	2	3	-	1
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	腎・泌尿器疾患	14	1	4	-	5	2	-	2
227	オスラー病	染色体・遺伝子異常	6	-	1	-	2	2	-	1
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	呼吸器疾患	2	-	1	-	-	-	-	1
230	肺胞低換気症候群	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
232	カーニー複合	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
233	ウォルフラム症候群	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
234	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
235	副甲状腺機能低下症	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	内分泌疾患	5	3	-	-	1	1	-	-
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
240	フェニルケトン尿症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
241	高チロシン血症1型	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
242	高チロシン血症2型	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
243	高チロシン血症3型	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
244	メープルシロップ尿症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
245	プロピオン酸血症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		8,749	1,398	1,550	187	2,036	2,344	467	767
246	メチルマロン酸血症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
247	イソ吉草酸血症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
249	グルタル酸血症1型	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
250	グルタル酸血症2型	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
251	尿素サイクル異常症	代謝疾患	3	1	1	-	1	-	-	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
253	先天性葉酸吸収不全	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
254	ポルフィリン症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
256	筋型糖原病	代謝疾患	2	1	-	-	-	1	-	-
257	肝型糖原病	代謝疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸 ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
259	レシチンコレステロール アシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
260	シトステロール血症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
261	タンジール病	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
262	原発性高カイトミクロン血症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
263	脳髄黄色腫症	神経・筋疾患	4	-	1	-	1	2	-	-
264	無βリポタンパク血症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
265	脂肪萎縮症	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
266	家族性地中海熱	免疫疾患	4	2	-	-	1	1	-	-
267	高IgD症候群	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
268	中條・西村症候群	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ アクネ症候群	免疫疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨・関節疾患	2	-	-	-	2	-	-	-
271	強直性脊椎炎	骨・関節疾患	38	12	10	-	10	3	1	2
272	進行性骨化性線維異形成症	骨・関節疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨・関節疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
274	骨形成不全症	骨・関節疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
275	タナトフォリック骨異形成症	骨・関節疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
276	軟骨無形成症	骨・関節疾患	2	2	-	-	-	-	-	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
279	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
280	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	循環器疾患	2	-	-	-	-	1	-	1

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		8,749	1,398	1,550	187	2,036	2,344	467	767
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	循環器疾患	3	2	1	-	-	-	-	-
282	先天性赤血球形成異常性貧血	血液疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
283	後天性赤芽球癆	血液疾患	5	1	1	-	-	-	2	1
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血液疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
285	ファンconi貧血	血液疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
286	遺伝性鉄芽球形貧血	血液疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
287	エプスタイン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	血液疾患	5	-	2	-	1	2	-	-
289	クローンカイト・カナダ症候群	消化器疾患	4	1	-	1	-	1	-	1
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消化器疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
291	ヒルシュスブルング病 (全結腸型又は小腸型)	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
292	総排泄腔外反症	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
293	総排泄腔遺残	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
296	胆道閉鎖症	消化器疾患	5	2	-	-	2	1	-	-
297	アラジール症候群	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
298	遺伝性膵炎	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
299	嚢胞性線維症	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
300	IgG4関連疾患	免疫疾患	44	9	8	-	8	15	1	3
301	黄斑ジストロフィー	視覚疾患	2	1	1	-	-	-	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
303	アッシャー症候群	聴覚・平衡機能疾患 視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫疾患 聴覚・平衡機能疾患	316	35	45	6	88	91	23	28
307	カナバン病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
308	進行性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
309	進行性ミオクローヌステんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
310	先天異常症候群	染色体・遺伝子異常	1	-	-	-	-	-	1	-
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) ／LMX1B関連腎症	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		8,749	1,398	1,550	187	2,036	2,344	467	767
316	カルニチン回路異常症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
317	三頭酵素欠損症	代謝疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
318	シトリン欠損症	代謝疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
319	セピアペリン還元酵素(SR)欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジル イノシトール(GPI)欠損症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
326	大理石骨病	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因 によるものに限る。)	血液疾患	2	1	1	-	-	-	-	-
328	前眼部形成異常	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
329	無虹彩症	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
330	先天性気管狭窄症／ 先天性声門下狭窄症	呼吸器疾患 聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	血液疾患	9	2	1	-	2	3	-	1
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
333	ハッチソン・ギルフォート症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	神経・筋疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
335	ネフロン癆	腎・泌尿器疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
336	家族性低 β リポタンパク血症1 (ホモ接合体)	代謝疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
337	ホモシスチン尿症	代謝疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消化器疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
339	MECP2重複症候群	神経・筋疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症 候群を含む。)	呼吸器疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
341	TRPV4異常症	骨・関節疾患	-	0	0	0	0	0	0	0

難病対策等

(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(令和7年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
承認総件数	14	2	2	1	2	5	-	2
スモン	13	2	2	1	2	5	-	1
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1	-	-	-	-	-	-	1
重症急性膵炎	-	-	-	-	-	-	-	-
プリオン病 (ヒト由来乾燥硬膜移植による クロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	-	-	-	-	-	-	-	-

難病対策等

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和7年3月31日現在)

疾病 番号	区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承 認 総 件 数	1,019	200	200	13	255	218	46	87
1	悪性新生物	129	25	28	4	36	21	3	12
2	慢性腎疾患	45	13	12	－	9	6	1	4
3	慢性呼吸器疾患	30	4	4	1	7	8	3	3
4	慢性心疾患	210	39	37	4	48	50	13	19
5	内分泌疾患	212	42	40	2	55	46	12	15
6	膠原病	30	5	7	－	5	8	1	4
7	糖尿病	61	13	15	－	14	12	2	5
8	先天性代謝異常	27	2	6	－	7	7	1	4
9	血液疾患	25	10	5	1	2	3	1	3
10	免疫疾患	8	－	2	－	2	3	－	1
11	神経・筋疾患	108	21	22	1	29	25	4	6
12	慢性消化器疾患	69	7	12	－	23	18	2	7
13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	32	6	8	－	8	5	3	2
14	皮膚疾患	7	2	1	－	3	1	－	－
15	骨系統疾患	24	10	1	－	6	5	－	2
16	脈管系疾患	2	1	－	－	1	－	－	－

難病対策等

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(令和6年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難 病 患 者	そ の 他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難 病 患 者	そ の 他
実 施 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部 福 山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 相談事業の状況

(令和6年度)

令和6年度

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
実 施 数	202	276	-	261	15	276	-	261	15
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	1	25	-	13	12	25	-	13	12
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	199	199	-	199	-	199	-	199	-
東 部	1	13	-	13	-	13	-	13	-
東 部 福 山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	1	39	-	36	3	39	-	36	3

難病対策等

(5) 相談事業の実施状況

(令和6年度)

区 分		計	西 部		西 部 広 島		西 部 呉		西 部 東		東 部		東 部 福 山		北 部	
			管 内	管 外	管 内	管 外	管 内	管 外	管 内	管 外	管 内	管 外	管 内	管 外	管 内	管 外
指 定 難 病	実 人 員	2,943	1,133	-	240	-	-	-	1,065	-	34	4	467	-		
	延 人 員	3,887	1,133	-	776	-	-	-	1,323	-	34	4	617	-	-	-
	申 請 等	2,800	863	-	88	-	-	-	1,200	-	29	3	617	-		
	医 療	病気・病状	264	2	-	203	-	-	58	-	1	-	-	-		
		治療・服薬	103	5	-	97	-	-	-	-	1	-	-	-		
	看護・日常生活	260	3	-	200	-	-	-	57	-	-	-	-	-		
	福祉制度	76	22	-	50	-	-	-	1	-	2	1	-	-		
	就 労	14	-	-	11	-	-	-	2	-	1	-	-	-		
	就 学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	食 事 ・ 栄 養	17	2	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小 児 慢 性 特 定 疾 病	歯 科	42	-	-	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	そ の 他	311	236	-	70	-	-	-	5	-	-	-	-	-		
	実 人 員	311	88	-	19		-	-	138		13	-	46	-	1	6
	延 人 員	387	88	-	60	-	-	-	169	-	13	-	50	-	1	6
	申 請 等	240	56	-	4	-	-	-	130	-	-	-	50	-		
	医 療	病気・病状	42	-	-	14	-	-	18	-	7	-	-	-		3
		治療・服薬	16	-	-	10	-	-	-	-	4	-	-	-		2
	看護・日常生活	37	-	-	18	-	-	-	17	-	1	-	-	-		1
	福祉制度	5	2	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
	就 労	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
疾 病	就 学	7	-	-	6	-	-	-	-	-	1	-	-	-		
	食 事 ・ 栄 養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	歯 科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	そ の 他	39	30	-	6	-	-	-	2		-	-	-	-	1	

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和6年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数
延 人 員	606	216	822
西 部	4	-	4
西 部 広 島	161	98	259
西 部 呉	117	45	162
西 部 東	-	-	-
東 部	86	38	124
東 部 福 山	201	-	201
北 部	37	35	72

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

難病対策等

(7) 家庭訪問指導の状況

ア 指定難病

(令和6年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
実 人 員	22	4	3	3	9	1	-	2
延 人 員	41	4	3	7	24	1	-	2

イ 小児慢性特定疾病

(令和6年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
実 人 員	-	-	-	-	-	-	-	-
延 人 員	-	-	-	-	-	-	-	-

難病対策等

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和6年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	所 内	管 外
開 催 回 数	7	1	1	-	1	2	-	-	5	2
実 人 員	231	14	25	-	102	75	-	-	216	15
延 人 員	231	14	25	-	102	75	-	-	216	15

(注)開催場所別に計上している。

難病対策等

(9)在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(令和6年度)

	開催回数	-
	西部	-
	西部広島	-
	西部呉	-
	西部東	-
	東部	-
	東部福山	-
	北部	-
	参加人数	-
	西部	-
	西部広島	-
	西部呉	-
	西部東	-
	東部	-
	東部福山	-
	北部	-

難病対策等

(10)アレルギー疾患相談事業等実施状況

相談開催回数

(令和6年度)

	開 催 回 数	相 談 実 人 員	相 談 延 人 員
全 県	7	7	7
西 部	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-
西 部 呉	-	-	-
西 部 東	-	-	-
東 部	7	7	7
東 部 福 山	-	-	-
北 部	-	-	-

難病対策等

(11)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(令和6年度)

合 計	西 部	西部広島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東部福山	北 部
17	2	-	2	6	6	-	1

イ 相談内容

(令和6年度)

相 談 区 分	延 件 数	西 部	西部広島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東部福山	北 部
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	7	1	-	1	3	2	-	-
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	1	1	-	-	-	-	-	-
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	4	2	-	1	1	-	-	-
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	1	-	-	-	1	-	-	-
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	-	-	-	-	-	-	-	-
計	13	4	-	2	5	2	-	-
石綿健康被害救済給付に関するもの	7	-	-	-	2	4	-	1

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

難病対策等

(12) 森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和6年度)

	総 数	西 部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部
相 談	8件	-件	2件	-件	6件	-件	-件	-件
家 庭 訪 問	6件	-件	-件	-件	6件	-件	-件	-件

イ 連絡会議等開催状況

(令和6年度)

	総 数	西 部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部
開 催 回 数	9回	1回	3回	2回	2回	1回	-回	-回
参 加 人 数	103人	19人	42人	15人	16人	11人	-人	-人

母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成(先進医療)の申請状況

(令和6年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
延 件 数	339	58	62	3	79	84	14	39

(2) 特定不妊治療費助成(全額自費診療)の申請状況

(令和6年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
延 件 数	46	2	8	-	20	9	3	4

(3) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和6年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
件 数	281	32	8	46	50	35	96	14

(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

※実証事業対象疾患(SCID・SMA・BCD)含む

(令和6年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
連 絡 票 件 数	32	2	11	1	6	11	1	-
保 健 指 導 延 人 員	41	2	11	1	12	11	4	-

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和7年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		4,319	626	656	128	862	1,250	250	547
飲食店営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	1,518	262	208	34	293	463	76	182
	仕 出 し ・ 弁 当	600	15	81	20	144	209	43	88
	旅 館	97	24	17	3	11	21	4	17
	そ の 他	628	142	104	24	121	145	37	55
菓 子 (パ ン を 含 む) 製 造 業		360	60	53	7	61	101	20	58
乳 処 理 業		2	1	－	－	－	－	－	1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		－	－	－	－	－	－	－	－
乳 製 品 製 造 業		6	1	－	－	－	2	1	2
集 乳 業		1	－	－	－	－	－	－	1
魚 介 類 販 売 業		270	35	37	18	54	77	19	30
魚 介 類 せ り 売 り 営 業		5	1	－	－	2	2	－	－
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		3	－	－	－	2	1	－	－
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		36	10	5	3	5	11	1	1
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		12	4	－	－	1	4	－	3
喫 茶 店 営 業		319	11	89	－	84	90	16	29
あ ん 類 製 造 業		5	3	1	－	－	1	－	－
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		8	2	－	－	－	2	－	4
食 肉 処 理 業		15	2	4	－	4	1	－	4
食 肉 販 売 業		107	18	20	4	18	26	7	14
食 肉 製 品 製 造 業		8	1	－	－	1	4	－	2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		－	－	－	－	－	－	－	－
食 用 油 脂 製 造 業		3	－	－	1	－	－	－	2
マーガリン又はショートニング製造業		1	－	－	－	1	－	－	－
み そ 製 造 業		24	2	2	3	5	1	7	4
醬 油 製 造 業		20	3	2	－	5	3	1	6
ソ ー ス 類 製 造 業		6	－	1	－	1	3	－	1
酒 類 製 造 業		25	－	7	2	8	5	－	3
豆 腐 製 造 業		16	－	2	1	6	3	1	3
納 豆 製 造 業		1	－	－	－	－	－	－	1
め ん 類 製 造 業		25	1	2	2	1	11	1	7
そ う ざ い 製 造 業		167	24	18	4	32	51	13	25
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業		11	1	2	－	－	3	2	3
食 品 の 放 射 線 照 射 業		－	－	－	－	－	－	－	－
清 涼 飲 料 水 製 造 業		18	2	1	1	2	10	1	1
氷 雪 製 造 業		3	1	－	1	－	1	－	－

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和7年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計	7,754	626	1,249	291	1,783	2,383	437	985
飲 食 店 営 業	4,927	262	874	135	1,170	1,635	250	601
調理機能を有する自動販売機	88	15	8	-	15	34	8	8
食 肉 販 売 業	194	24	31	7	50	44	11	27
魚 介 類 販 売 業	459	142	55	76	71	63	17	35
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	63	60	-	-	1	1	-	1
集 乳 業	1	1	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	4	-	1	-	1	1	1	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	1	1	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	35	-	11	2	4	8	4	6
食 品 の 放 射 線 照 射 業	35	35	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	821	1	135	14	207	302	54	108
アイスクリーム類製造業	29	-	5	3	6	10	2	3
乳 製 品 製 造 業	16	10	-	-	2	2	-	2
清 涼 飲 料 水 製 造 業	35	4	3	1	11	9	2	5
食 肉 製 品 製 造 業	21	11	-	-	1	3	1	5
水 産 製 品 製 造 業	101	3	10	27	20	30	2	9
氷 雪 製 造 業	3	2	-	1	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	3	2	-	-	-	1	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	28	18	-	4	2	2	1	1
みそ又はしょうゆ製造業	47	1	4	4	16	7	2	13
酒 類 製 造 業	39	-	4	1	16	6	3	9
豆 腐 製 造 業	23	-	3	-	5	9	1	5
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	41	2	8	1	5	8	2	15
そ う ざ い 製 造 業	457	3	60	8	114	140	44	88
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	9	-	-	-	6	2	1	-
冷 凍 食 品 製 造 業	8	-	1	-	1	3	3	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	10	-	-	-	1	7	2	-
漬 物 製 造 業	162	-	30	5	27	34	25	41
密 封 包 装 食 品 製 造 業	33	1	5	-	22	4	1	-
食 品 の 小 分 け 業	48	24	1	2	8	12	-	1
添 加 物 製 造 業	10	1	-	-	1	6	-	2

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和7年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		8,311	937	1,196	191	1,507	1,825	956	1,699
旧 許 可 業 種 で あ っ た 営 業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	383	60	19	20	49	57	53	125
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	442	38	54	17	55	52	84	142
	乳 類 販 売 業	827	93	117	20	114	166	117	200
	氷 雪 販 売 業	84	1	1	-	22	6	28	26
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	712	159	130	6	193	162	22	40
販 売 業	弁 当 販 売 業	225	3	14	3	43	14	58	90
	野 菜 果 物 販 売 業	464	25	42	4	73	78	85	157
	米 穀 類 販 売 業	224	3	20	1	41	16	70	73
	通信販売・訪問販売による販売業	61	9	9	3	7	19	5	9
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	483	54	75	32	101	129	24	68
	百貨店・総合スーパー	264	38	43	5	48	53	38	39
	自動販売機による販売業(コップ式自動 販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	293	16	60	4	93	69	23	28
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	1,473	220	237	23	290	318	153	232
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定 により規格が定められた添加物の製造を除く。)	8	1	1	1	1	3	1	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	7	-	4	-	-	3	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	132	18	21	3	31	39	6	14
	農産保存食料品製造・加工業	480	57	83	10	67	131	25	107
	調味料製造・加工業	129	6	30	7	12	43	7	24
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	2	-	-	-	-	1	-	1
	精 穀 ・ 製 粉 業	94	1	20	-	11	13	13	36
	製 茶 業	189	2	46	8	13	19	27	74
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	33	2	6	4	2	19	-	-
	卵 選 別 包 装 業	27	-	3	2	5	9	1	7
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	591	35	68	3	106	166	99	114
お 改 正 食 品 衛 生 法 第 6 条 第 3 項 に よ る もの	行 商	22	1	5	7	4	4	1	-
	業 団 給 食 施 設	586	76	82	8	97	218	15	90
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用 された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	31	8	6	-	11	4	1	1
	露店、仮設店舗等における飲食の 提供のうち、営業とみなされないもの	5	1	-	-	-	3	-	1
	そ の 他	40	10	-	-	18	11	-	1

食品衛生対策

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部】

(令和6年度)

年間立入 目標回数	対 象 業 種	対 象 要 件 ※	施 設 数	年間立入 目標回数	年間立入 件 数
4 回	食 品 製 造 業	広域流通食品	19	76	2,276
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	6	24	
	集 団 給 食	大量調理施設	3	12	
3 回	食 品 製 造 業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	80	240	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	11	33	
2 回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	168	336	
1 回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	129	129	
	集 団 給 食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	71	71	
	飲 食 店 営 業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	1,014	1,014	
	食 品 販 売 業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	109	109	
	そ の 他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	5	5	
1 回 / 2 年	上 記 以 外		-	-	
1 回 / 3 年	上 記 以 外		186	56	
1 回 / 4 年	上 記 以 外		19	5	
1 回 / 5 年	上 記 以 外		1,155	231	
随 時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			2,975	2,341	2,276

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

食品衛生対策

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部広島】

(令和6年度)

年間立入 目標回数	対 象 業 種	対 象 要 件 ※	施 設 数	年間立入 目標回数	年間立入 件 数
4 回	食 品 製 造 業	広域流通食品	25	100	2,246
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	19	76	
	集 団 給 食	大量調理施設	2	8	
3 回	食 品 製 造 業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	14	42	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	12	36	
2 回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	30	60	
1 回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	301	301	
	集 団 給 食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	68	68	
	飲 食 店 営 業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	968	968	
	食 品 販 売 業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	135	135	
	そ の 他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	1	1	
1回／2年	上 記 以 外		460	230	
1回／3年	上 記 以 外		-	-	
1回／4年	上 記 以 外		-	-	
1回／5年	上 記 以 外		1,092	218	
随 時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			3,127	2,243	2,246

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

食品衛生対策

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部呉】

(令和6年度)

年間立入 目標回数	対 象 業 種	対 象 要 件 ※	施 設 数	年間立入 目標回数	年間立入 件 数
4 回	食 品 製 造 業	広域流通食品	22	88	
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	2	8	
	集 団 給 食	大量調理施設	2	8	
3 回	食 品 製 造 業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	62	186	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	20	60	
2 回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	18	36	
1 回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	49	98	
	集 団 給 食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	6	6	
	飲 食 店 営 業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	216	216	
	食 品 販 売 業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	28	28	
	そ の 他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1 回 / 2 年	上 記 以 外	届出業種(上記以外)、乳類販売業(現許可)、加工水産物販売業 (現認定)、行商(現認定)	204	102	
1 回 / 3 年	上 記 以 外		-	-	
1 回 / 4 年	上 記 以 外		-	-	
1 回 / 5 年	上 記 以 外		-	-	
随 時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			629	836	-

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

食品衛生対策

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部東】

(令和6年度)

年間立入 目標回数	対 象 業 種	対 象 要 件 ※	施 設 数	年間立入 目標回数	年間立入 件 数
4 回	食 品 製 造 業	広域流通食品	80	320	-
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	-	-	
	集 団 給 食	大量調理施設	15	60	
3 回	食 品 製 造 業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	20	60	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	21	63	
2 回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	23	46	
1 回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	455	455	
	集 団 給 食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	89	89	
	飲 食 店 営 業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	1,720	1,720	
	食 品 販 売 業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	143	143	
	そ の 他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回／2年	上 記 以 外		-	-	
1回／3年	上 記 以 外		-	-	
1回／4年	上 記 以 外		-	-	
1回／5年	上 記 以 外		1,149	230	
随 時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			3,715	3,186	-

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

食品衛生対策

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【東部】

(令和6年度)

年間立入 目標回数	対 象 業 種	対 象 要 件 ※	施 設 数	年間立入 目標回数	年間立入 件 数
4 回	食 品 製 造 業	広域流通食品	45	180	5,230
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	16	64	
	集 団 給 食	大量調理施設	22	88	
3 回	食 品 製 造 業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	8	24	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	55	165	
2 回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	569	1,138	
1 回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	96	96	
	集 団 給 食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	263	263	
	飲 食 店 営 業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	2,429	2,429	
	食 品 販 売 業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	179	179	
	そ の 他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回／2年	上 記 以 外		961	481	
1回／3年	上 記 以 外		125	38	
1回／4年	上 記 以 外		-	-	
1回／5年	上 記 以 外		3,003	601	
随 時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			7,771	5,745	5,230

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

食品衛生対策

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【東部福山】

(令和6年度)

年間立入 目標回数	対 象 業 種	対 象 要 件 ※	施 設 数	年間立入 目標回数	年間立入 件 数
4 回	食 品 製 造 業	広域流通食品	17	68	1,187
		大量製造食品	-	-	
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)	1	4	
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)	1	4	
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	1	4	
	集 団 給 食	大量調理施設	4	16	
3 回	食 品 製 造 業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	-	-	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	7	21	
2 回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	56	112	
1 回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	269	269	
	集 団 給 食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	18	18	
	飲 食 店 営 業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	69	69	
	食 品 販 売 業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	102	102	
	そ の 他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1 回 / 2 年	上 記 以 外	喫茶店営業、販売届出、加工水産物販売(自動販売機を除く)	1,052	527	
1 回 / 3 年	上 記 以 外	許可・届出、上記以外の届出販売、製造業	76	23	
1 回 / 4 年	上 記 以 外		-	-	
1 回 / 5 年	上 記 以 外		-	-	
随 時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			1,673	1,237	1,187

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

食品衛生対策

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【北部】

(令和6年度)

年間立入 目標回数	対 象 業 種	対 象 要 件 ※	施 設 数	年間立入 目標回数	年間立入 件 数
4 回	食 品 製 造 業	広域流通食品	11	44	3,224
		大量製造食品	-	-	
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)	-	-	
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)	-	-	
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	5	20	
	集 団 給 食	大量調理施設	3	12	
3 回	食 品 製 造 業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	-	-	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	36	108	
2 回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	29	58	
1 回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	681	1,362	
	集 団 給 食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	121	242	
	飲 食 店 営 業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	348	348	
	食 品 販 売 業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	104	104	
	そ の 他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回／2年	上 記 以 外		276	138	
1回／3年	上 記 以 外		7	2	
1回／4年	上 記 以 外		838	210	
1回／5年	上 記 以 外		1,486	297	
随 時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			3,945	2,944	3,224

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

食品衛生対策

(3)食品衛生監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和6年度)

区 分		全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
		施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数
計		5,068	2,485	2	626	228	1	987	133	1	188	81	-	1,219	274	-	1,251	1,012	-	250	280	-	547	477	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,764	686	-	262	52	-	297	31	-	49	15	-	435	133	-	463	318	-	76	25	-	182	112	-
	仕出し・弁当	716	406	1	15	41	-	130	17	1	24	10	-	207	36	-	209	178	-	43	48	-	88	76	-
	旅館	111	42	1	24	18	1	22	3	-	4	2	-	19	1	-	21	7	-	4	-	-	17	11	-
	その他	698	218	-	142	13	-	154	12	-	37	18	-	128	14	-	145	75	-	37	44	-	55	42	-
菓子（パンを含む）製造業		417	244	-	60	26	-	78	8	-	11	2	-	89	24	-	101	113	-	20	21	-	58	50	-
乳処 理 業		2	17	-	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-	1	1	-	
特別牛乳搾取処 理 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳 製 品 製 造 業		8	25	-	1	6	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2	5	-	1	11	-	2	3	-
集 乳 業		1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	
魚 介 類 販 売 業		325	211	-	35	20	-	55	14	-	28	5	-	81	17	-	77	76	-	19	32	-	30	47	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		5	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	1	-	-	-	-	1	-	
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
食品の冷凍または冷蔵業		45	53	-	10	-	-	5	3	-	6	5	-	11	2	-	11	30	-	1	9	-	1	4	-
缶詰又は瓶詰食品製造業（上記および下記以外）		14	12	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	4	6	-	-	1	-	3	3	-
喫茶店営業		428	41	-	11	3	-	154	-	-	1	-	-	127	-	-	90	27	-	16	8	-	29	3	-
あん類製造業		5	4	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類製造業		8	20	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	-	-	2	-	4	10	-
食 肉 処 理 業		19	25	-	2	5	-	7	9	-	-	-	-	5	2	-	1	3	-	-	4	-	4	2	-
食 肉 販 売 業		121	150	-	18	8	-	25	9	-	5	5	-	26	16	-	26	49	-	7	28	-	14	35	-
食 肉 製 品 製 造 業		9	22	-	1	-	-	1	6	-	-	-	-	1	-	-	4	8	-	-	4	-	2	4	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食用油脂製造業		6	4	-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
み そ 製 造 業		27	20	-	2	-	-	4	-	-	3	-	-	6	-	-	1	5	-	7	9	-	4	6	-
しょう油製造業		23	18	-	3	4	-	2	3	-	1	1	-	7	2	-	3	1	-	1	-	-	6	7	-
ソース類製造業		8	4	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	1	-	-	3	1	-	-	1	-	1	1	-
酒 類 製 造 業		28	12	-	-	-	-	7	-	-	2	-	-	11	4	-	5	1	-	-	1	-	3	6	-
豆 腐 製 造 業		19	19	-	-	-	-	4	2	-	1	5	-	7	2	-	3	4	-	1	3	-	3	3	-
納 豆 製 造 業		1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	
めん類製造業		27	28	-	1	3	-	3	1	-	2	-	-	2	2	-	11	10	-	1	5	-	7	7	-
総 菜 製 造 業		194	147	-	24	9	-	29	10	-	8	10	-	44	12	-	51	54	-	13	20	-	25	32	-
添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る）製造業		12	5	-	1	-	-	2	2	-	-	-	-	1	-	-	3	1	-	2	-	-	3	2	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業		19	41	-	2	5	-	2	2	-	1	-	-	2	3	-	10	25	-	1	1	-	1	5	-
氷 雪 製 造 業		4	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)施設数は、令和6年3月31日現在である。

食品衛生対策

(3)食品衛生監視指導状況

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和6年度)

区 分	全 県			西 部 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部 部		
	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数
計	1,004	6,463	4	-	920	2	1,004	827	-	-	418	-	-	1,306	-	-	1,863	1	-	251	1	-	878	-
飲 食 店 営 業	716	2,977	2	/	384	1	716	424	-	/	70	-	/	677	-	/	924	1	/	91	-	/	407	-
調 理 機 能 を 有 す る 自 動 販 売 機	7	51	-	/	2	-	7	4	-	/	-	-	/	12	-	/	27	-	/	5	-	/	1	-
食 肉 販 売 業	22	251	-	/	35	-	22	31	-	/	6	-	/	51	-	/	76	-	/	6	-	/	46	-
魚 介 類 販 売 業	45	1,072	-	/	293	-	45	128	-	/	274	-	/	152	-	/	144	-	/	18	-	/	63	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	-	5	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	/	-	-	/	3	-	/	-	-	/	2	-
集 乳 業	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
乳 処 理 業	1	30	1	/	-	-	1	6	-	/	-	-	/	8	-	/	6	-	/	10	1	/	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
食 肉 処 理 業	9	74	-	/	5	-	9	23	-	/	2	-	/	9	-	/	8	-	/	-	-	/	27	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
菓 子 製 造 業	107	672	-	/	76	-	107	78	-	/	4	-	/	126	-	/	271	-	/	27	-	/	90	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	5	56	-	/	5	-	5	10	-	/	-	-	/	22	-	/	9	-	/	1	-	/	9	-
乳 製 品 製 造 業	-	35	-	/	5	-	-	-	-	/	-	-	/	11	-	/	10	-	/	-	-	/	9	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	2	70	-	/	5	-	2	8	-	/	-	-	/	21	-	/	24	-	/	1	-	/	11	-
食 肉 製 品 製 造 業	-	26	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	/	1	-	/	14	-	/	-	-	/	11	-
水 産 製 品 製 造 業	10	228	1	/	34	1	10	15	-	/	46	-	/	39	-	/	71	-	/	10	-	/	13	-
水 雪 製 造 業	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
液 卵 製 造 業	1	2	-	/	-	-	1	-	-	/	-	-	/	-	-	/	2	-	/	-	-	/	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	-	12	-	/	-	-	-	-	-	/	3	-	/	7	-	/	2	-	/	-	-	/	-	-
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	4	47	-	/	5	-	4	8	-	/	5	-	/	11	-	/	8	-	/	3	-	/	7	-
酒 類 製 造 業	4	18	-	/	1	-	4	1	-	/	-	-	/	11	-	/	2	-	/	1	-	/	2	-
豆 腐 製 造 業	2	41	-	/	2	-	2	5	-	/	-	-	/	8	-	/	24	-	/	-	-	/	2	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-
麵 類 製 造 業	6	52	-	/	2	-	6	13	-	/	-	-	/	3	-	/	20	-	/	-	-	/	14	-
そ う ざ い 製 造 業	43	376	-	/	43	-	43	37	-	/	3	-	/	63	-	/	100	-	/	47	-	/	83	-
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	-	40	-	/	12	-	-	-	-	/	-	-	/	18	-	/	7	-	/	3	-	/	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	1	13	-	/	-	-	1	5	-	/	-	-	/	4	-	/	3	-	/	1	-	/	-	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	-	51	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	/	2	-	/	35	-	/	14	-	/	-	-
漬 物 製 造 業	16	200	-	/	9	-	16	26	-	/	5	-	/	13	-	/	53	-	/	13	-	/	81	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業	3	36	-	/	-	-	3	3	-	/	-	-	/	27	-	/	6	-	/	-	-	/	-	-
食 品 の 小 分 け 業	-	21	-	/	2	-	-	2	-	/	-	-	/	7	-	/	10	-	/	-	-	/	-	-
添 加 物 製 造 業	-	7	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	/	3	-	/	4	-	/	-	-	/	-	-

食品衛生対策

(3)食品衛生監視指導状況

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分		全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数	
計		1,090	8,417	-	-	1,127	-	1,090	1,286	-	-	361	-	-	763	-	-	2,355	-	-	656	-	-	1,869	-	
あ 旧 許 可 た 業 種 業 で	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	16	732	-		89	-	16	151	-		47	-		55	-		195	-		37	-		158	-	
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	54	800	-		84	-	54	150	-		50	-		40	-		203	-		72	-		201	-	
	乳 類 販 売 業	124	1,019	-		142	-	124	145	-		50	-		53	-		281	-		70	-		278	-	
	水 雪 販 売 業	1	276	-		18	-	1	64	-		-	-		22	-		89	-		29	-		54	-	
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自 動 洗 浄 ・ 屋 内 設 置)	108	178	-		5	-	108	18	-		6	-		22	-		110	-		6	-		11	-	
販 売 業	弁 当 販 売 業	10	764	-		143	-	10	136	-		29	-		41	-		202	-		54	-		159	-	
	野 菜 果 物 販 売 業	36	911	-		142	-	36	150	-		34	-		66	-		228	-		70	-		221	-	
	米 穀 類 販 売 業	17	539	-		114	-	17	128	-		7	-		49	-		58	-		71	-		112	-	
	通信販売・訪問販売による販売業	7	21	-		1	-	7	2	-		3	-		4	-		3	-		4	-		4	-	
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	75	280	-		19	-	75	24	-		27	-		61	-		60	-		6	-		83	-	
	百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	40	691	-		123	-	40	109	-		23	-		117	-		139	-		61	-		119	-	
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	59	135	-		-	-	59	1	-		8	-		28	-		58	-		24	-		16	-	
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	203	1,172	-		178	-	203	137	-		43	-		104	-		297	-		115	-		298	-	
	製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	-	-		-	-	1	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-
		いわゆる健康食品の製造・加工業	4	3	-		1	-	4	2	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		17	8	-		3	-	17	-	-		-	-		2	-		2	-		-	-		1	-	
農産保存食料品製造・加工業		79	53	-		9	-	79	-	-		-	-		2	-		15	-		1	-		26	-	
調味料製造・加工業		23	34	-		2	-	23	3	-		3	-		-	-		16	-		4	-		6	-	
糖 類 製 造 ・ 加 工 業		-	2	-		-	-	-	-	-		-	-		-	-		2	-		-	-		-	-	
精 穀 ・ 製 粉 業		19	10	-		-	-	19	1	-		-	-		1	-		-	-		1	-		7	-	
製 茶 業		42	17	-		-	-	42	3	-		-	-		1	-		1	-		1	-		11	-	
海 藻 製 造 ・ 加 工 業		6	17	-		1	-	6	5	-		-	-		2	-		9	-		-	-		-	-	
卵 選 別 包 装 業		3	8	-		-	-	3	4	-		-	-		-	-		3	-		-	-		1	-	
その他	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	63	103	-		6	-	63	1	-		-	-		19	-		34	-		23	-		20	-	
	行 商	5	5	-		-	-	5	-	-		5	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
	集 団 給 食 施 設	71	329	-		44	-	71	52	-		26	-		68	-		49	-		7	-		83	-	
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	6	4	-		3	-	6	-	-		-	-		1	-		-	-		-	-		-	-	
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	300	-		-	-	-	-	-		-	-		-	-		300	-		-	-		-	-	
その他	1	6	-		-	-	1	-	-		-	-		5	-		1	-		-	-		-	-		

食品衛生対策

(4) 食品収去検査状況

(令和6年度)

区分		全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 県			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
		収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		2,419	1		317	-		371	-		232	-		324	-		709	-		230	1		236	-	
食 品	小 計	2,369	-		299	-		354	-		232	-		322	-		697	-		229	-		236	-	
	魚 介 類	357	-		69	-		20	-		151	-		44	-		59	-		2	-		12	-	
	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	4	-		1	-		-	-		-	-		-	-		2	-		-	-		1	-	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	6	-		-	-		-	-		-	-		-	-		5	-		1	-		-	-	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	19	-		-	-		9	-		-	-		-	-		2	-		5	-		3	-	
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
	魚 介 類 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)	116	-		12	-		8	-		2	-		28	-		43	-		4	-		19	-	
	肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)	168	-		38	-		17	-		9	-		28	-		60	-		-	-		16	-	
	乳 製 品	77	-		44	-		6	-		-	-		2	-		15	-		1	-		9	-	
	乳 類 加 工 品 (アイスクリーム類を除き、マーカリンを含む)	1	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		1	-	
	ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 水 菓	35	-		-	-		5	-		-	-		4	-		15	-		5	-		6	-	
	穀 類 及 び そ の 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)	171	-		37	-		12	-		6	-		19	-		47	-		24	-		26	-	
	野 菜 類 ・ 果 物 及 び そ の 加 工 品 (缶 詰 ・ 瓶 詰 を 除 く)	703	-		70	-		99	-		47	-		122	-		220	-		39	-		106	-	
	菓 子 類	195	-		3	-		19	-		9	-		23	-		96	-		17	-		28	-	
	清 涼 飲 料 水	143	-		-	-		26	-		-	-		28	-		80	-		3	-		6	-	
	酒 類	3	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		3	-	
水 氷	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		
水	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		
缶 詰 ・ 瓶 詰 食 品	59	-		4	-		-	-		8	-		16	-		30	-		1	-		-	-		
そ の 他 の 食 品	311	-		21	-		133	-		-	-		8	-		23	-		126	-		-	-		
添 加 物 及 び そ の 製 剤	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		
器 具 及 び 容 器 包 装	1	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		1	-		-	-		
お も ち や	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		
洗 浄 剤	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		
乳	小 計	50	1		18	-		17	-		-	-		2	-		12	-		1	1		-	-	
	生 乳	4	-		-	-		-	-		-	-		-	-		4	-		-	-		-	-	
	牛 乳	43	1		18	-		17	-		-	-		2	-		5	-		1	1		-	-	
	低 脂 肪 牛 乳	1	-		-	-		-	-		-	-		-	-		1	-		-	-		-	-	
	加 工 乳	1	-		-	-		-	-		-	-		-	-		1	-		-	-		-	-	
	そ の 他 の 乳	1	-		-	-		-	-		-	-		-	-		1	-		-	-		-	-	

※ 成分規格違反(細菌数、大腸菌群数)

食品衛生対策

(5) 集団食中毒発生状況

(令和6年度)

No	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要
1	令和7年3月4日	廿日市市	145	24	0	その他 (3月3日昼食及び4日夕食に 提供された食事)	ノロウイルス	旅館	旅館の 食事会場	当該施設が提供した食事を 喫食した24名が嘔吐や下 痢を発症した。
2	令和7年3月23日	廿日市市	144	33	0	その他 (3月23日昼及び夕食、 23日朝食に提供された食事)	ノロウイルス	旅館	旅館の 食事会場	当該施設が提供した食事を 喫食した33名が下痢や発 熱、嘔吐を発症した。
3	令和6年5月14日	安芸高田市	25	9	0	5月14日(火)昼に提供された食事	ウェルシュ菌	飲食店	飲食店	当該施設が提供した食事を 喫食した9名が発症

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(令和6年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 東	東 部	北 部
行 政 区 域 内 人 口		2,730,009	1,708,799	219,230	722,076	79,904
計	施 設 数	207	200	2	3	2
	立 入 検 査 件 数	33	7	2	3	21
	計 画 給 水 人 口	288,841	140,936	31,000	44,905	72,000
	現 在 給 水 人 口	267,351	130,603	29,502	40,508	66,738
上 水 道	施 設 数	12	6	2	2	2
	立 入 検 査 件 数	27	2	2	2	21
	計 画 給 水 人 口	280,556	136,656	31,000	40,900	72,000
	現 在 給 水 人 口	258,885	126,029	29,502	36,616	66,738
簡 易 水 道	施 設 数	3	2	-	1	-
	立 入 検 査 件 数	2	1	-	1	-
	計 画 給 水 人 口	8,285	4,280	-	4,005	-
	現 在 給 水 人 口	7,970	4,078	-	3,892	-
専 用 水 道	施 設 数	9	9	-	-	-
	立 入 検 査 件 数	4	4	-	-	-
	現 在 給 水 人 口	496	496	-	-	-
簡 易 専 用 水 道	施 設 数	178	178	-	-	-
	立 入 検 査 件 数	-	-	-	-	-
小 規 模 水 道	施 設 数	5	5	-	-	-
	立 入 検 査 件 数	-	-	-	-	-

(注1)行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、令和6年3月31日現在である。

(注2)施設数は、年度内に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数である。

(注3)専用水道のうち、浄水受水専用水道は施設数、立入検査数のみ含める。

(注4)保健所の管轄外である国認可の上水道、国及び市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含めない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(令和6年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
登 録 頭 数	48,119	7,663	8,018	764	11,378	11,666	3,722	4,908
	(3,324)	(752)	(582)	(59)	(880)	(701)	(350)	(-)
予 防 注 射 頭 数	36,005	5,898	6,394	583	8,328	8,059	3,636	3,107

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(令和6年度)

区 分				全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
				施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率（％）	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率（％）	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率（％）	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率（％）	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率（％）	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率（％）	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率（％）	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率（％）
計				4,172	1,195	28.6	468	107	22.9	722	163	22.6	105	58	55.2	1,038	245	23.6	1,123	432	38.5	25	17	68.0	387	134	34.6
薬 局				491	356	72.5	74	32	43.2	86	72	83.7	10	14	140.0	113	66	58.4	155	125	80.6	3	1	33.3	50	46	92.0
（うち健康サポート薬局）				(26)	19	73.1	(1)	(1)	100.0	(2)	(－)	－	(1)	(3)	300.0	(4)	1	25.0	(16)	(13)	81.3	(1)	(－)	－	(1)	(1)	100.0
地 域 連 携 薬 局				55	42	76.4	1	1	100.0	4	4	100.0	13	3	23.1	7	3	42.9	8	15	187.5	21	16	76.2	1	－	－
専 門 医 療 機 関 連 携 薬 局				14	10	71.4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	3	300.0	13	7	53.8	－	－	－	
薬局製造販売業（薬局製造業）				31	15	48.4	4	3	75.0	7	1	14.3	－	－	－	5	－	－	4	2	50.0	8	9	112.5	3	－	－
医薬品販売業	小 計			284	113	39.8	37	13	35.1	50	19	38.0	5	7	140.0	63	30	47.6	86	26	30.2	－	－	－	43	18	41.9
	店 舗 販 売 業			205	78	38.0	31	10	32.3	39	14	35.9	5	7	140.0	44	20	45.5	57	15	26.3	－	－	－	29	12	41.4
	卸 売 販 売 業			73	34	46.6	6	3	50.0	9	4	44.4	－	－	－	19	10	52.6	29	11	37.9	－	－	－	10	6	60.0
	薬 種 商 販 売 業			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特例販売業	一 般			6	1	16.7	－	－	－	2	1	50.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－	－	－
駅 構 内 売 店			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
高度管理医療機器等の販売業・貸与業				519	303	58.4	63	19	30.2	100	56	56.0	9	12	133.3	126	73	57.9	159	87	54.7	－	－	－	62	56	90.3
管理医療機器販売業・貸与業				2,763	345	12.5	289	39	13.5	475	11	2.3	65	19	29.2	722	73	10.1	707	171	24.2	279	19	6.8	226	13	5.8
再生医療等製品販売業				15	11	73.3	－	－	－	－	－	－	3	3	100.0	2	－	－	3	3	100.0	5	4	80.0	2	1	50.0

(注) 施設数は、令和7年3月31日現在である。

薬事対策

(2)毒劇物監視指導状況

(令和6年度)

(令和6年度)																									
区 分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	
計	586	335	57.2	88	58	65.9	81	46	56.8	16	17	106.3	143	59	41.3	186	110	59.1	25	17	68.0	56	32	57.1	
製 造 業	43	30	69.8	13	15	115.4	4	3	75.0	1	1	100.0	12	6	50.0	8	4	50.0	3	1	33.3	2	-	-	
輸 入 業	4	2	50.0	2	2	100.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
販 売 業	小 計	525	300	57.1	67	38	56.7	74	43	58.1	15	16	106.7	123	52	42.3	171	103	60.2	21	16	76.2	54	32	59.3
	一 般	371	171	46.1	56	24	42.9	45	30	66.7	3	4	133.3	96	33	34.4	130	60	46.2	13	7	53.8	28	13	46.4
	農 業 用 品 目	152	128	84.2	11	14	127.3	29	13	44.8	11	11	100.0	27	19	70.4	40	43	107.5	8	9	112.5	26	19	73.1
	特 定 品 目	2	1	50.0	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
業 務 上 取 扱 者	小 計	14	3	21.4	6	3	50.0	2	-	-	-	-	8	1	12.5	7	3	42.9	-	-	-	-	-	-	
	電 気 め つ き 事 業	2	1	50.0	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	-	-	-	
	金 属 熱 処 理 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	11	2	18.2	3	-	-	1	-	-	-	-	-	3	-	-	4	2	50.0	-	-	-	-	-	-
	し ろ あ り 防 除 事 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
特定毒物研究者	8	4	50.0	3	3	100.0	-	-	-	-	-	-	5	1	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 施設数は、令和7年3月31日現在である。

薬事対策

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和6年度)

区 分		全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
		施設 数等	立入 検査 件数	監視 指導率 (%)	施設 数等	立入 検査 件数	監視 指導率 (%)	施設 数等	立入 検査 件数	監視 指導率 (%)	施設 数等	立入 検査 件数	監視 指導率 (%)	施設 数等	立入 検査 件数	監視 指導率 (%)	施設 数等	立入 検査 件数	監視 指導率 (%)	施設 数等	立入 検査 件数	監視 指導率 (%)	施設 数等	立入 検査 件数	監視 指導率 (%)
計		8,510	2,374	27.9	732	157	21.4	865	284	32.8	1,458	350	24.0	1,018	211	20.7	1,283	585	45.6	2,620	553	21.1	530	234	44.2
麻 薬	小 計	1,695	771	45.5	135	52	38.5	148	90	60.8	292	116	39.7	221	71	32.1	296	180	60.8	502	181	36.1	100	81	81.0
	家庭麻薬製造業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 業 者	21	23	109.5	-	-	-	-	-	-	3	3	100.0	3	5	166.7	6	5	83.3	6	3	50.0	3	7	233.3
	小 売 業 者	806	481	59.7	68	31	45.6	72	66	91.7	138	66	47.8	105	40	38.1	137	113	82.5	240	113	47.1	46	52	113.0
	病 院	143	204	142.7	13	17	130.8	11	16	145.5	27	31	114.8	19	20	105.3	22	49	222.7	42	55	131.0	9	16	177.8
	一 般 診 療 所	603	51	8.5	51	3	5.9	55	5	9.1	102	16	15.7	78	5	6.4	108	10	9.3	172	6	3.5	37	6	16.2
	歯 科 診 療 所	3	1	33.3	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	飼育動物診療施設	88	6	6.8	3	1	33.3	7	-	-	18	-	-	12	-	-	13	2	15.4	30	3	10.0	5	-	-
	研 究 者	30	5	16.7	-	-	-	2	2	100.0	4	-	-	3	1	33.3	9	1	11.1	12	1	8.3	-	-	-
大麻	研 究 者	1	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-
向 精 神 薬	小 計	3,577	806	22.5	302	52	17.2	362	97	26.8	589	117	19.9	458	70	15.3	562	208	37.0	1,085	186	17.1	219	76	34.7
	卸 売 業 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし卸売販売業者	147	34	23.1	6	2	33.3	9	2	22.2	20	4	20.0	19	5	26.3	29	11	37.9	54	3	5.6	10	7	70.0
	免許みなし薬局	906	499	55.1	74	27	36.5	86	72	83.7	150	66	44.0	114	40	35.1	155	125	80.6	277	117	42.2	50	52	104.0
	小 売 業 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病 院	148	198	133.8	13	18	138.5	11	16	145.5	29	31	106.9	19	20	105.3	21	49	233.3	45	52	115.6	10	12	120.0
	一 般 診 療 所	1,358	62	4.6	120	4	3.3	145	5	3.4	232	16	6.9	174	5	2.9	203	17	8.4	397	10	2.5	87	5	5.7
	歯 科 診 療 所	793	4	0.5	71	-	-	92	1	1.1	133	-	-	101	-	-	115	3	2.6	243	-	-	38	-	-
	飼育動物診療施設	207	6	2.9	17	1	5.9	18	-	-	24	-	-	28	-	-	37	2	5.4	61	3	4.9	22	-	-
覚 醒 剤	試験研究施設	18	3	16.7	1	-	-	1	1	100.0	1	-	-	3	-	-	2	1	50.0	8	1	12.5	2	-	-
	小 計	10	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	施 用 機 関	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚 醒 剤 原 料	研 究 者	5	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	3,228	796	24.7	295	53	18.0	355	97	27.3	574	117	20.4	339	70	20.6	422	197	46.7	1,032	185	17.9	211	77	36.5
	取 扱 者	26	26	100.0	-	-	-	1	1	100.0	4	4	100.0	4	5	125.0	6	4	66.7	7	5	71.4	4	7	175.0
	薬 局	906	504	55.6	74	31	41.9	86	72	83.7	150	66	44.0	114	40	35.1	155	125	80.6	277	117	42.2	50	53	106.0
	病 院・診 療 所	2,083	261	12.5	204	21	10.3	248	22	8.9	394	47	11.9	193	25	13.0	224	66	29.5	685	63	9.2	135	17	12.6
飼育動物診療施設	飼育動物診療施設	207	3	1.4	17	1	5.9	18	-	-	24	-	-	28	-	-	37	2	5.4	61	-	-	22	-	-
	研 究 者	6	2	33.3	-	-	-	2	2	100.0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-

(注1) 施設数は、令和6年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動



今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

薬事対策

(4) 医薬品収去検査状況

(令和6年度)

区分		収 去 検 体 件 数							不 適 件 数	不 適 理 由
		全 県	西 部	西部広島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東部福山	北 部	
崩 壊 試 験		-	-	-	-	-	-	-	-	-
定 量 試 験	クロルフェニラミン マレイン酸塩	7	1	1	1	1	1	1	1	-

薬事対策

(5) 家庭用品の試買検査状況

(令和6年度)

検 査 項 目	試 験 検 査 数			不 適 件 数
	全 県	西 部	西 部 東	
ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	13	9	4	-
トリフェニル錫化合物	9	2	7	-
有機水銀化合物	3	3		-

(注) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

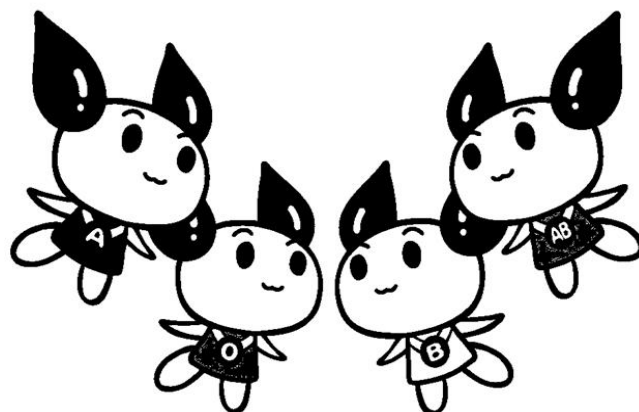
薬事対策

(6) 献血状況

(令和6年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
受 付 者 数		24,311	3,317	6,454	897	6,881	4,883	776	1,103
献 血 者	計	20,982	2,885	5,650	786	5,947	4,108	671	935
	200mL	64	13	26	－	4	21	－	－
	400mL	20,918	2,872	5,624	786	5,943	4,087	671	935

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

薬事対策

(7)温泉監視指導状況

(令和6年度)

区 分		全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
		施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)	施設数	立入検査件数	監視指導率(%)
計		279	10	3.6	154	7	4.5	-	-	-	-	-	-	41	-	-	84	3	3.6	-	-	-	-	-	-
温泉	源 泉	271	6	2.2	146	3	2.1	-	-	-	-	-	-	41	-	-	84	3	3.6	-	-	-	-	-	-
	利 用 施 設	8	4	50.0	8	4	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 施設数は、令和7年3月31日現在である。
(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【全県】

(令和7年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ば い 煙	計	593	1,426	119	(403) 145	-	-	-
	法による届出	542	1,193	108	(331) 129	-	-	-
	条例による届出	51	233	11	(72) 16	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	13	40	5	(37) 18	-	-	-
	法による届出	13	40	5	(37) 18	-	-	-
一 般 粉 じ ん	計	323	1,404	25	(428) 68	-	-	-
	法による届出	101	587	10	(322) 34	-	-	-
	条例による届出	222	817	15	(106) 34	-	-	-
特 定 粉 じ ん	計			4,702	(73) 73	54	-	-
	事前調査結果報告			4,635		37		
	排出等作業届出			67	(73) 73	17	-	-
水 銀	計	26	47	7	(45) 24	-	-	-
	法による届出	26	47	7	(45) 24	-	-	-
ダイオキシン類	計	54	72	15	(47) 31	2	-	1
	法による届出	54	72	15	(47) 31	2	-	1
水 質 汚 濁	計	3,217		222	230	21	1	-
	法による届出	2,821		198	219	21	1	-
	条例による届出	396		24	11	-	-	-
	法による許可	203		64	145	19	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん、水銀及びダイオキシン類の立入検査延件数上段()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況【全県】

(令和7年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新 規 (変 更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消) 改 善 命 令 等	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	1	-	286	11	-	1
	汚染土壌処理業	1	-	2	4	-	-
	法による届出			216	6	-	1
	法による申請			11	1		
	条例による報告			57	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部】

(令和7年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	95	254	49	(58) 49	-	-	-
	法による届出	92	248	43	(58) 49	-	-	-
	条例による届出	3	6	6	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	法による届出	5	16	1	(18) 11	-	-	-
一般粉じん	計	36	124	2	(6) 6	-	-	-
	法による届出	16	40	2	(4) 4	-	-	-
	条例による届出	20	84	-	(2) 2	-	-	-
特定粉じん	計			1,116	(21) 21	7	-	-
	事前調査結果報告			1,091		6		
	排出等作業届出			25	(21) 21	1	-	-
水銀	法による届出	5	12	5	(15) 10	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	10	14	4	(11) 6	-	-	-
水質汚濁	計	452		60	46	7	1	-
	法による届出	393		55	43	7	1	-
	条例による届出	59		5	3	-	-	-
	法による許可	46		19	46	-	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん、水銀及びダイオキシン類の立入検査延件数上段()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	57	3	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			45	3		
	法による申請			5	-		
	条例による報告			7	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部広島】

(令和7年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	154	273	5	(4) 3	-	-	-
	法による届出	143	241	5	(4) 3	-	-	-
	条例による届出	11	32	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	法による届出	1	1	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	84	372	8	(56) 9	-	-	-
	法による届出	24	169	4	(42) 5	-	-	-
	条例による届出	60	203	4	(14) 4	-	-	-
特定粉じん	計			1,236	(4) 4	-	-	-
	事前調査結果報告			1,224		-		
	排出等作業届出			12	(4) 4	-	-	-
水銀	法による届出	6	9	-	(2) 1	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	8	11	-	(3) 2	-	-	-
水質汚濁	計	854		55	70	4	-	-
	法による届出	780		51	69	4	-	-
	条例による届出	74		4	1	-	-	-
	法による許可	15		2	11	4	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん、水銀及びダイオキシン類の立入検査延件数上段()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等受理件数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	-	-	-	-
	汚染土壌処理業						
	法による届出						
	法による申請						
	条例による報告						

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部呉】

(令和7年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	22	67	5	(47) 7	-	-	-
	法による届出	22	67	5	(47) 7	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	法による届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	18	62	2	(95) 20	-	-	-
	法による届出	10	32	2	(61) 8	-	-	-
	条例による届出	8	30	-	(34) 12	-	-	-
特定粉じん	計			153	(1) 1	4	-	-
	事前調査結果報告			151		4		
	排出等作業届出			2	(1) 1	-	-	-
水銀	法による届出	1	1	-	(4) 4	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	1	2	-	(10) 5	-	-	-
水質汚濁	計	145		15	24	-	-	-
	法による届出	131		14	17	-	-	-
	条例による届出	14		1	7	-	-	-
	法による許可	3		1	7	-	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん、水銀及びダイオキシン類の立入検査延件数上段()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等受理件数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	1	-	3	4	-	-
	汚染土壌処理業	1	-	2	4	-	-
	法による届出			1	-		-
	法による申請			-	-		
	条例による報告			-	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部東】

(令和7年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	34	156	5	(18) 2	-	-	-
	法による届出	32	137	5	(18) 2	-	-	-
	条例による届出	2	19	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	法による届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	22	159	-	(182) 2	-	-	-
	法による届出	10	122	-	(182) 2	-	-	-
	条例による届出	12	37	-	(-) -	-	-	-
特定粉じん	計			492	(7) 7	2	-	-
	事前調査結果報告			487		-		
	排出等作業届出			5	(7) 7	2	-	-
水銀	法による届出	4	9	-	(6) 2	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	2	2	2	(-) -	-	-	-
水質汚濁	計	247		8	14	1	-	-
	法による届出	213		8	14	1	-	-
	条例による届出	34		-	-	-	-	-
	法による許可	56		19	20	2	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん、水銀及びダイオキシン類の立入検査延件数上段()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	115	-	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			67	-		
	法による申請			5	-		
	条例による報告			43	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【東部】

(令和7年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	234	560	49	(220) 66	-	-	-
	法による届出	207	409	44	(178) 54	-	-	-
	条例による届出	27	151	5	(42) 12	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	法による届出	5	21	4	(18) 6	-	-	-
一般粉じん	計	130	476	6	(85) 29	-	-	-
	法による届出	33	155	2	(33) 15	-	-	-
	条例による届出	97	321	4	(52) 14	-	-	-
特定粉じん	計			1,459	(36) 37	14	-	-
	事前調査結果報告			1,438		4		
	排出等作業届出			21	(36) 37	10	-	-
水銀	法による届出	8	14	2	(12) 5	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	24	33	8	(13) 13	2	-	1
水質汚濁	計	1,143		72	53	9	-	-
	法による届出	1,011		61	53	9	-	-
	条例による届出	132		11	-	-	-	-
	法による許可	69		20	53	12	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん、水銀及びダイオキシン類の立入検査延件数上段()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。
(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。
(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。
(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等受理件数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	58	1	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			52	1	-	-
	法による申請			-	-		
	条例による報告			6	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【東部福山】

(令和7年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	54	116	6	(56) 18	-	-	-
	法による届出	46	91	6	(26) 14	-	-	-
	条例による届出	8	25	-	(30) 4	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	法による届出	2	2	-	(1) 1	-	-	-
一般粉じん	計	33	211	7	(4) 2	-	-	-
	法による届出	8	69	-	(-) -	-	-	-
	条例による届出	25	142	7	(4) 2	-	-	-
特定粉じん	計			246	(4) 3	27	-	-
	事前調査結果報告			244		23		
	排出等作業届出			2	(4) 3	4	-	-
水銀	法による届出	2	2	-	(6) 2	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	9	10	1	(10) 5	-	-	-
水質汚濁	計	376		12	23	-	-	-
	法による届出	293		9	23	-	-	-
	条例による届出	83		3	-	-	-	-
	法による許可	8		3	8	1	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん、水銀及びダイオキシン類の立入検査延件数上段()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	15	2	-	1
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			13	1	-	1
	法による申請			1	1		
	条例による報告			1	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【北部】

(令和7年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	水質汚濁（法による許可）以外は権限移譲により該当なし。						
	法 による 届 出							
	条 例 による 届 出							
VOC(揮発性有機化合物)	法 による 届 出							
一般粉じん	計							
	法 による 届 出							
	条 例 による 届 出							
特定粉じん	計							
	事前調査結果報告							
	排 出 等 作 業 届 出							
水銀	法 による 届 出							
ダイオキシン類	法 による 届 出							
水質汚濁	計							
	法 による 届 出							
	条 例 による 届 出							
	法 による 許 可							
		6		-	-	-	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん、水銀及びダイオキシン類の立入検査延件数上段()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	38	1	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			38	1	-	-
	法による申請			-	-		
	条例による報告			-	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

環境保全対策

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		登 録 数	新規登録数	立入検査延 件 数	改 善 命 令 等 件 数	
					行 政 指 導	改 善 命 令
第一種フロン類充填回収業事業者数	全 県	610	41	27	-	-
	西 部	19	-	4	-	-
	西 部 広 島	360	22	8	-	-
	西 部 呉	26	2	1	-	-
	西 部 東	26	3	5	-	-
	東 部	34	1	6	-	-
	東 部 福 山	127	11	-	-	-
	北 部	18	2	3	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和6年度の状況である。

環境保全対策

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和6年度)

区 分		総 件 数	内 訳		事 案 別						
			前年度からの繰越分	本年度発生分	ばいり煙 (ガスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
全 県	計	57	9	48	6	1	30	-	24	5	7
		(調査指導延件数)	(9)	(48)	(6)	(1)	(29)	(-)	(24)	(5)	(5)
	処 理 済	47	(4)	(43)	(6)	(1)	(27)	(-)	(17)	(5)	(7)
	翌年度へ繰越	10	(5)	(5)	(-)	(-)	(3)	(-)	(7)	(-)	(-)
西 部 部	計	9	-	9	-	-	3	-	4	2	-
		(調査指導延件数)	(-)	(9)	(-)	(-)	(3)	(-)	(4)	(2)	(-)
	処 理 済	9	-	9	-	-	3	-	4	2	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	計	7	-	7	-	-	3	-	1	-	3
		(調査指導延件数)	(-)	(7)	(-)	(-)	(3)	(-)	(1)	(-)	(3)
	処 理 済	7	-	7	-	-	3	-	1	-	3
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	計	7	3	4	-	-	1	-	4	-	2
		(調査指導延件数)	(3)	(4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(4)	(-)	(-)
	処 理 済	4	-	4	-	-	1	-	1	-	2
	翌年度へ繰越	3	3	-	-	-	-	-	3	-	-
西 部 東	計	7	-	7	-	1	3	-	1	1	1
		(調査指導延件数)	(-)	(7)	(-)	(1)	(3)	(-)	(1)	(1)	(1)
	処 理 済	7	-	7	-	1	3	-	1	1	1
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部 部	計	14	-	14	2	-	20	-	7	-	-
		(調査指導延件数)	(-)	(14)	(2)	(-)	(20)	(-)	(7)	(-)	(-)
	処 理 済	9	-	9	2	-	17	-	5	-	-
	翌年度へ繰越	5	-	5	-	-	3	-	2	-	-
東 部 福 山	計	4	-	4	1	-	-	-	1	1	1
		(調査指導延件数)	(-)	(4)	(1)	(-)	(-)	(-)	(1)	(1)	(1)
	処 理 済	4	-	4	1	-	-	-	1	1	1
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部 部	計	9	6	3	3	-	-	-	6	1	-
		(調査指導延件数)	(6)	(3)	(3)	(-)	(-)	(-)	(6)	(1)	(-)
	処 理 済	7	4	3	3	-	-	-	4	1	-
	翌年度へ繰越	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和6年度)

区 分		総 件 数	内 訳	
			現場調査	その他
対 応 件 数	全 県	68	11	46
	西 部	16	2	14
	西 部 広 島	11	-	-
	西 部 呉	13	-	13
	西 部 東	4	1	3
	東 部	17	4	13
	東 部 福 山	3	-	3
北 部		4	4	-

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

環境保全対策

光化学オキシダントに係る緊急時措置

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和6年度)

区 分			総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
			8	-	-	4	-	2	2	-
情 報	西部	大竹地区	-	-	-	-	-	-	-	-
		廿日市地区	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部広島	広島	-	-	-	-	-	-	-	-
		可部	-	-	-	-	-	-	-	-
		海田	-	-	-	-	-	-	-	-
		芸北	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部呉	明立小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
		宮原小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
		白岳小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部東	東広島	-	-	-	-	-	-	-	-
		本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-	-
		竹原	-	-	-	-	-	-	-	-
		大崎	1	-	-	-	-	-	1	-
	東部	本郷・河内								
		三原	2	-	-	-	-	1	1	-
		尾道	1	-	-	1	-	-	-	-
		松永	1	-	-	1	-	-	-	-
		備北								
	東部福山	福山	3	-	-	2	-	1	-	-
		福山北部	-	-	-	-	-	-	-	-
		府中	-	-	-	-	-	-	-	-
	北部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
区 分			総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
			-	-	-	-	-	-	-	-
注 意 報	西部	大竹地区	-	-	-	-	-	-	-	-
		廿日市地区	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部広島	広島	-	-	-	-	-	-	-	-
		可部	-	-	-	-	-	-	-	-
		海田	-	-	-	-	-	-	-	-
		芸北	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部呉	明立小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
		宮原小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
		白岳小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部東	東広島	-	-	-	-	-	-	-	-
		本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-	-
		竹原	-	-	-	-	-	-	-	-
		大崎	-	-	-	-	-	-	-	-
	東部	本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-	-
		三原	-	-	-	-	-	-	-	-
		尾道	-	-	-	-	-	-	-	-
		松永	-	-	-	-	-	-	-	-
		備北	-	-	-	-	-	-	-	-
	東部福山	福山	-	-	-	-	-	-	-	-
		福山北部	-	-	-	-	-	-	-	-
		府中	-	-	-	-	-	-	-	-
	北部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

環境保全対策

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和7年3月31日現在)

項 目 \ 市 町	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
硫 黄 酸 化 物	24	8	5	-	8	1	1	1
	(8)	(1)	(1)	(-)	(3)	(1)	(1)	(1)
うち簡易測定法	17	7	5	-	5	-	-	-
窒 素 酸 化 物	56	14	7	-	21	10	1	3
	(12)	(2)	(1)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
うち簡易測定法	45	12	7	-	17	7	-	2
一 酸 化 炭 素	1	-	-	-	-	1	-	-
	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	13	2	3	-	4	2	1	1
	(12)	(2)	(2)	(-)	(4)	(2)	(1)	(1)
浮 遊 粒 子 状 物 質	27	2	3	-	17	3	1	1
	(13)	(2)	(2)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
微 小 粒 子 状 物 質	6	1	1	-	2	1	-	1
	(6)	(1)	(1)	(-)	(2)	(1)	(-)	(1)
炭 化 水 素	3	-	1	-	1	1	-	-
	(3)	(-)	(1)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)
降 下 ば い じ ん	25	9	4	-	6	6	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
浮 遊 粉 じ ん	1	1	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
風 向 速	13	2	2	-	4	3	1	1
	(13)	(2)	(2)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
温 度 湿 度	4	1	-	-	1	1	-	1
	(4)	(1)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(1)
日 射 量	4	1	-	-	1	1	-	1
	(4)	(1)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(1)

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【西部】

(令和6年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	(河 川 湖 沼 を 含 む)	小瀬川(渡ノ瀬貯水池流入前、玖島川河口、渡ノ瀬ダム貯水池、小瀬川ダム貯水池)	12回
		永慶寺川(下浜)	
		御手洗川(金剛寺)	
		可愛川(可愛)	
	海 域	広島湾西部(31-2、31-8、31-13、31-18、31-21、31-22-5、31-27、31-29、31-30) 広島湾(32-14、32-18、32-30)	12回
	海 水 浴 場	廿日市市(包ヶ浦)	2回
地 下 水	廿日市市(2カ所)	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	大竹市(油見公園)、廿日市市(桂公園)	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	解体現場(1ヶ所)、廃棄物処理施設(1カ所)	1回
	そ の 他	—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	大竹市(油見公園)、廿日市市(桂公園)	2回
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	—	—

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【西部広島】

(令和6年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	(河川を 含む)	日浦橋(瀬野川)	12回
		川角大橋(二河川)	
		鱒溜貯水池流入前(太田川)	
		長淵橋(太田川)	
		天神橋(太田川)	
		丁川(太田川)	
		澄合橋(太田川)	
		見坂川下流(太田川)	
		壬生(江の川)	
		志路原川(江の川)	
		亀尻橋(江の川)	
		多治比川 (江の川)	
		本村川(江の川)	
		生田川(江の川)	
	海 域	—	—
	海 水 浴 場	ベイスайдビーチ坂	2回
	地 下 水	個人宅(安芸太田町2箇所、北広島町1箇所)	3回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	アスベストモニタリング調査	幹線道路:海田町(国道2号線)	1回
		工業地域:北広島町(2地点)	1回
	そ の 他	—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	坂町	2回
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	安芸高田市	1回

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【西部呉】

(令和6年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
	海 域	—	—
	海 水 浴 場	—	—
		—	—
		—	—
	地 下 水	—	—
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	そ の 他	—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	—	—
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	—	—

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【西部東】

(令和6年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	6河川、15地点	12回
		沼田川:入野川、入野川下流、棕梨川	
		黒瀬川:三永貯水池入口、高尾、温井川、古河川2、松坂川、	
		樋の詰橋、イラスケ川	
		高野川:風早	
		三津大川:三津小学校前	
		木谷郷川:下之谷	
		賀茂川:上水取水口、朝日橋	
	海 域	—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
	海 水 浴 場	安芸津・安浦地先3地点、燧灘北西部8地点	12回
		大串海水浴場	2回
		—	—
		—	—
		—	—
大 気 汚 染	地 下 水	東広島市 2か所、竹原市 1か所	1回
	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校、竹原高校	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校、広島県東広島庁舎	1回
そ の 他		—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	西条小学校、竹原高校	2回
	水 質	安芸津・安浦地点	1回
	底 質	安芸津・安浦地点	1回
	土 壌	円城寺公園(東広島市)	1回

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【東部】

(令和6年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小原橋上(沼田川)	12回
		小坂川合流前(沼田川)	
		潮止め堰上(沼田川)	
		定屋大橋(沼田川)	
		東町(和久原川)	
		日小橋(栗原川)	
		木門田川合流前(藤井川)	
		三成(藤井川)	
		三川貯水池(芦田川)	
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
	海 域	燧灘北西部7ヶ所	12回
大 気 汚 染	海 水 浴 場	瀬戸田サンセットビーチ	3回
		須波海浜公園	3回
		しまなみビーチ	3回
		—	—
		—	—
	地 下 水	三原市1ヶ所、尾道市2ヶ所	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	三原市宮沖町	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	三原市宮沖町、解体現場3ヶ所、廃棄物処理施設	5回
	そ の 他	—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三原宮浦公園、尾道東高校	2回
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	中之町第一公園	1回

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【東部福山】

(令和6年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	河川: 芦田川・御調川3	12
		河川: 高梁川・帝釈川河口	12
		湖沼: 帝釈川貯水池(上層・中層・下層)	12
		出口川(4地点)	12
		出口川(1地点)	4
		見谷川(1地点)	2
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
	海 域	—	—
	海 水 浴 場	—	—
		—	—
		—	—
		—	—
	地 下 水	定期モニタリング 3地点、臨時モニタリング 3地点、概況調査 1地点	1
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	鵜飼工業団地 2地点	1
	そ の 他	—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	府中市教育センター	2
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	—	—

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【北部】

(令和6年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	江の川水系 上下川(上下川河口)	12回/年
		江の川水系 馬洗川(志幸)	12回/年
		江の川水系 美波羅川(美波羅川)	12回/年
		江の川水系 川北川(川北川河口)	12回/年
		江の川水系 西城川(川北川下流)	12回/年
		江の川水系 比和川(比和川)	12回/年
		江の川水系 板木川(板木川)	12回/年
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
	海 域	—	—
	海 水 浴 場	—	—
		—	—
		—	—
		—	—
	地 下 水	三次市内1地点、庄原市3地点	1回/年
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター高平施設)	1回/年
	そ の 他	—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター高平施設)	2回/年
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	—	—

廃棄物対策

(1)一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		総数	西 部	西 島 部 広	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 山 部 福	北 部
し尿処理施設	施設数	3	-	1	-	-	-	2	-
	立入検査件数	1	-	1	-	-	-	-	-
ごみ処理施設	施設数	7	-	5	-	-	-	2	-
	立入検査件数	7	-	5	-	-	-	2	-
一般廃棄物 最終処分場	施設数	2	-	-	-	-	-	2	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-
公共下水道場	施設数	45	6	12	5	7	3	1	11
	立入検査件数	35	6	12	10	2	3	2	-
有害使用済機器 保管等事業場	施設数	5	1	-	-	3	1	-	-
	立入検査件数	1	-	-	-	1	-	-	-
浄化槽保守点検業者	事業者数	81	5	10	3	11	36	10	6
	立入検査件数	35	3	-	2	6	6	12	6

(注)立入検査件数は、令和6年度の状況である。



廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【全県】

(令和7年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		2,501	68	132	361	21	1,571	19	34	10	7	13
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	2,243	48	123	313	17	1,439	16	34	10	7	13
	うち積替え保管を含むもの('a)	159	24	-	21	3	213	-	-	1	1	1
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	258	20	9	48	4	132	3	-	-	-	-
	中間処理業(c)	239	19	9	44	3	117	3	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	12	1	-	3	1	11	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	7	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		2,279	44	122	338	16	1,353	16	34	9	6	10
産業 廃棄物 A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	2,041	28	114	294	12	1,234	13	34	9	6	10
	うち積替え保管を含むもの('a)	132	15	-	18	3	175	-	-	1	1	1
	処分業 (b ; b = c + d + e)	238	16	8	44	4	119	3	-	-	-	-
	中間処理業(c)	219	15	8	40	3	104	3	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	12	1	-	3	1	11	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	7	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		222	24	10	23	5	218	3	-	1	1	3
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	202	20	9	19	5	205	3	-	1	1	3
	うち積替え保管を含むもの('a)	27	9	-	3	-	38	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	20	4	1	4	-	13	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	20	4	1	4	-	13	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和6年度末時点の所管業者の許可件数及び令和6年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和6年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和6年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和6年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和6年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部】

(令和7年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		234	16	10	31	4	156	-	4	-	3	2
A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	201	12	10	24	3	137	-	4	-	3	2
	うち積替え保管を含むもの('a)	30	8	-	7	1	48	-	-	-	-	-
B	処分業(b ; b = c + d + e)	33	4	-	7	1	19	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	31	4	-	7	1	18	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		211	11	10	28	3	125	-	4	-	2	2
産業 廃棄物 A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	179	7	10	22	2	110	-	4	-	2	2
	うち積替え保管を含むもの('a)	23	5	-	5	1	38	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	32	4	-	6	1	15	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	30	4	-	6	1	14	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
小計(a + b)		23	5	-	3	1	31	-	-	-	1	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	22	5	-	2	1	27	-	-	-	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	7	3	-	2	-	10	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	1	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	1	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和6年度末時点の所管業者の許可件数及び令和6年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和6年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和6年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和6年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和6年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部広島】

(令和7年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		304	17	18	32	5	214	2	9	2	1	-
A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	256	10	17	27	5	188	1	9	2	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	37	8	-	8	1	64	-	-	-	-	-
B	処分業(b ; b = c + d + e)	48	7	1	5	-	26	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	46	7	1	5	-	26	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		279	11	18	31	3	185	2	9	2	1	-
産業 廃棄物 A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	234	6	17	26	3	162	1	9	2	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	29	5	-	8	1	47	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	45	5	1	5	-	23	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	43	5	1	5	-	23	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計(a + b)		25	6	-	1	2	29	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	22	4	-	1	2	26	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	8	3	-	-	-	17	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	3	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和6年度末時点の所管業者の許可件数及び令和6年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和6年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和6年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和6年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和6年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部呉】

(令和7年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		36	-	1	8	-	25	-	-	1	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	28	-	1	6	-	18	-	-	1	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	8	-	-	2	-	7	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	5	-	-	2	-	7	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		35	-	1	8	-	25	-	-	1	-	-
産業 廃棄物 A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	27	-	1	6	-	18	-	-	1	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	8	-	-	2	-	7	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	5	-	-	2	-	7	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和6年度末時点の所管業者の許可件数及び令和6年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和6年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和6年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和6年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和6年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部東】

(令和7年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		429	25	31	53	4	296	6	9	2	2	4
A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	367	17	26	43	3	259	5	9	2	2	4
	うち積替え保管を含むもの('a)	17	4	-	3	-	41	-	-	-	-	1
B	処分業(b ; b = c + d + e)	62	8	5	10	1	37	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	59	7	5	9	-	33	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	1	-	-	1	3	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		379	17	28	49	3	238	5	9	1	2	3
産業 廃棄物 A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	326	10	24	41	2	206	4	9	1	2	3
	うち積替え保管を含むもの('a)	14	3	-	2	-	36	-	-	-	-	1
	処分業(b ; b = c + d + e)	53	7	4	8	1	32	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	50	6	4	7	-	28	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	1	-	-	1	3	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
小計(a + b)		50	8	3	4	1	58	1	-	1	-	1
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	41	7	2	2	1	53	1	-	1	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	3	1	-	1	-	5	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	9	1	1	2	-	5	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	9	1	1	2	-	5	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和6年度末時点の所管業者の許可件数及び令和6年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和6年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和6年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和6年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和6年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【東部】

(令和7年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		501	-	17	76	4	244	4	8	-	1	-
A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	443	-	14	62	3	215	3	8	-	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	43	-	-	-	-	35	-	-	-	1	-
B	処分業(b ; b = c + d + e)	58	-	3	14	1	29	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	50	-	3	12	1	20	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	8	-	-	2	-	7	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		457	-	14	71	4	225	4	8	-	1	-
産業 廃棄物 A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	402	-	11	57	3	196	3	8	-	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	39	-	-	-	-	30	-	-	-	1	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	55	-	3	14	1	29	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	47	-	3	12	1	20	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	8	-	-	2	-	7	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
小計(a + b)		44	-	3	5	-	19	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	41	-	3	5	-	19	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	4	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和6年度末時点の所管業者の許可件数及び令和6年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和6年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和6年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和6年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和6年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【東部福山】

(令和7年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		832	8	48	135	2	540	7	-	5	-	7
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	811	7	48	132	2	533	7	-	5	-	7
	うち積替え保管を含むもの('a)	9	2	-	2	-	4	-	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	21	1	-	3	-	7	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	20	1	-	2	-	6	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		766	4	44	127	1	461	5	-	5	-	5
産業 廃棄物 A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	747	4	44	124	1	455	5	-	5	-	5
	うち積替え保管を含むもの('a)	8	1	-	2	-	3	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	19	-	-	3	-	6	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	18	-	-	2	-	5	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	66	4	4	8	1	79	2	-	-	-	2
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	64	3	4	8	1	78	2	-	-	-	2
	うち積替え保管を含むもの('a)	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和6年度末時点の所管業者の許可件数及び令和6年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和6年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和6年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和6年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和6年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【北部】

(令和7年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち 全部 廃止	失効	再交付	移 管	
											管轄内 へ(増)	管轄外 へ(減)
総 数 (a + b)		165	2	7	26	2	96	-	4	-	-	-
A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	137	2	7	19	1	89	-	4	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	21	2	-	1	1	21	-	-	-	-	-
B	処分業(b ; b = c + d + e)	28	-	-	7	1	7	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	28	-	-	7	1	7	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		152	1	7	24	2	94	-	4	-	-	-
産業 廃棄物 A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	126	1	7	18	1	87	-	4	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	17	1	-	1	1	21	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	26	-	-	6	1	7	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	26	-	-	6	1	7	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計(a + b)	13	1	-	2	-	2	-	-	-	-	-
	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	11	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和6年度末時点の所管業者の許可件数及び令和6年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和6年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和6年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和6年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和6年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和7年3月31日現在)

		登録・許可 業 者 数	新規登録・ 許可件数	更新許可 件 数	変更許可 件 数	届 出 受 理 件 数	
						廃 止	そ の 他
全 県	引 取 業	171	7	17		1	20
	フロン類回収業	83	5	9		1	9
	解体業	31	-	21		-	16
	破 碎 業	18	-	15	-	1	12
	合 計	303	12	62	-	3	57
西 部	引 取 業	19	1	1		-	-
	フロン類回収業	6	1	-		-	-
	解体業	2	-	-		-	-
	破 碎 業	1	-	1	-	-	-
	合 計	28	2	2	-	-	-
西 部 広 島	引 取 業	31	3	2		1	1
	フロン類回収業	18	2	-		1	1
	解体業	5	-	5		-	-
	破 碎 業	3	-	3	-	-	-
	合 計	57	5	10	-	2	2
西 部 呉	引 取 業	1	-	-		-	-
	フロン類回収業	1	-	-		-	-
	解体業	-	-	-		-	-
	破 碎 業	-	-	-		-	-
	合 計	2	-	-	-	-	-
西 部 東	引 取 業	48	2	8		-	12
	フロン類回収業	27	1	6		-	5
	解体業	10	-	8		-	10
	破 碎 業	6	-	4	-	1	6
	合 計	91	3	26	-	1	33
東 部	引 取 業	37	-	3		-	3
	フロン類回収業	18	1	2		-	2
	解体業	9	-	4		-	3
	破 碎 業	4	-	3	-	-	3
	合 計	68	1	12	-	-	11
東 部 福 山	引 取 業	17	1	2		-	3
	フロン類回収業	6	-	1		-	-
	解体業	2	-	1		-	1
	破 碎 業	1	-	1	-	-	1
	合 計	26	1	5	-	-	5
北 部	引 取 業	18	-	1		0	1
	フロン類回収業	7	-	0		0	1
	解体業	3	-	3		0	2
	破 碎 業	3	-	3		0	2
	合 計	31	-	7	-	-	6

(注1) 登録・許可数は、事業者数である。

(注2) 新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和6年度の状況である。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【全県】

(令和7年3月31日現在)

区分		施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
		事業者	処分業者	うち熱回収		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施設数合計		349	39	310	-	-	9	-	-	-	1	2	2	17	136	5	10
中間処理施設	小計	300	14	286	-	-	9	-	-	-	1	2	2	17	128	3	8
	汚泥	脱水	15	4	11	/	-	-	-	-	-	-	-	1	-	/	/
		乾燥	2	2	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		天日乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	9	1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	1
	廃油	油水分離	4	-	4	/	-	-	-	-	-	-	-	-	2	/	/
		焼却	9	1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10	-	1
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
	廃プラスチック類	破碎	45	-	45	/	-	2	-	-	-	-	1	-	8	/	/
		焼却	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	1	-	11	-	1
	木くず・がれき類	破碎	190	4	186	/	-	7	-	-	-	1	-	8	73	/	/
	木くず・その他	焼却	18	2	16	-	-	-	-	-	-	2	-	7	14	3	5
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場	小計	49	25	24	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	2	2
	安定型	38	18	20	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	2
	管理型	11	7	4	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
PCB廃棄物保管事業所		-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	198	/	/	/
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	1	/	1	/	/	/
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	/	/	-	/	-	/	/	/	-	/	-	/	/	/

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和6年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部】

(令和7年3月31日現在)

区分			施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け 許可及び 合併・分割認		届出等受理件数				定期検査	
													廃止		その他			
			事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施設数合計			45	12	33	-	-	-	-	-	-	-	2	-	9	22	3	4
中間 処理 施設	小計		41	11	30	-	-	-	-	-	-	-	2	-	9	21	3	4
	汚泥	脱水	5	4	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	/	/
		乾燥	2	2	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		天日乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1
	廃油	油水分離	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	1
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
	廃プラスチック類	破砕	8	-	8	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	/	/
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1
	木くず・が れき類	破砕	19	2	17	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	/	/
	木くず・ その他	焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	7	4	3	1
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終 処分 場	小計		4	1	3	/	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
施設 数		安定型	3	-	3	/	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
		管理型	1	1	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB廃棄物保管事業所			-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	29	/	/	/	
産業廃棄物事業場外保管届			-	-	/	/	/	/	/	/	/	-	/	-	/	/	/	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者			-	-	/	/	-	/	/	/	/	-	/	-	/	/	/	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和6年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部広島】

(令和7年3月31日現在)

区分			施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
													廃止		その他			
			事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施設数合計			50	-	50	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	27	-	-
中間処理施設数	小計		47	-	47	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	27	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		天日乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	廃油	油水分離	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	2	/	/	
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	
	廃プラスチック類	破砕	7	-	7	/	-	-	-	-	-	-	-	-	1	/	/	
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	木くず・がれき類	破砕	28	-	28	/	-	1	-	-	-	-	-	-	16	/	/	
		木くず・その他	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計		3	-	3	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	施設数	安定型	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		管理型	1	-	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所			-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	/	/	/	
産業廃棄物事業場外保管届			-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	-	/	-	/	/	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者			-	-	/	/	-	/	/	/	/	/	-	/	-	/	/	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和6年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部呉】

(令和7年3月31日現在)

区分		施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
		事業者	処分業者	うち熱回収		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施設数合計		13	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-
中間処理施設数	小計	10	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-
	汚泥	脱水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		破砕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	9	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-
		焼却	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	安定型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	管理型	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB廃棄物保管事業所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和6年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部東】

(令和7年3月31日現在)

区分			施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け 許可及び 合併・分割認可 件数		届出等受理件数				定期検査	
													廃止		その他			
			事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施設数合計			70	10	60	-	-	6	-	-	-	1	-	-	-	28	2	-
中間 処理 施設	小計		58	-	58	-	-	6	-	-	-	1	-	-	-	25	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		天日乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
	廃プラスチック類	破砕	9	-	9	/	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	木くず・ がれき類	破砕	36	-	36	/	-	4	-	-	-	-	1	-	-	20	/	/
		焼却	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終 処分 場	小計		12	10	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-
施設 数		安定型	8	6	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	
		管理型	4	4	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
PCB廃棄物保管事業所			-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	36	/	/	/	
産業廃棄物事業場外保管届			-	-	/	/	/	/	/	/	/	-	/	-	/	/	/	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者			-	-	/	/	-	/	-	/	/	-	/	-	/	/	/	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和6年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【東部】

(令和7年3月31日現在)

区分				施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
														廃止		その他			
				事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施設数合計				100	16	84	-	-	2	-	-	-	-	-	1	3	25	-	4
中間処理施設	小計			74	2	72	-	-	2	-	-	-	-	-	1	3	21	-	3
	汚泥	脱水	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		天日乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	
	廃プラスチック類	破砕	17	-	17	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	/	/	/
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	47	2	45	/	-	2	-	-	-	-	-	-	3	16	/	/	/
		焼却	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-
	その他			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分場	小計			26	14	12	/	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1
施設数		安定型	23	12	11	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	
		管理型	3	2	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB廃棄物保管事業所				-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	73	/	/	/	
産業廃棄物事業場外保管届				-	-	/	/	/	/	/	/	/	-	/	-	/	/	/	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者				-	-	/	/	-	/	/	/	/	-	/	-	/	/	/	

- (注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。
- (注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和6年度の状況である。
- (注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。
- (注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【東部福山】

(令和7年3月31日現在)

区分		施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
												廃止		その他			
		事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施設数合計		44	-	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	1
中間処理施設数	小計	43	-	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		天日乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
	廃プラスチック類	破砕	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	1	/	/
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	木くず・ がれき類	破砕	31	-	31	/	-	-	-	-	-	-	-	-	8	/	/
	木くず・ その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分場施設数	小計	1	-	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安定型		1	-	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
管理型		-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
P C B廃棄物保管事業所		-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	13	/	/	/
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	/	/	/	/	/	/	/	1	/	1	/	/	/	/
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	/	/	-	/	/	/	/	-	/	-	/	/	/	/

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和6年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【北部】

(令和7年3月31日現在)

区分		施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
		事業者	処分業者	うち熱回収		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者
												事業者	処分業者	事業者	処分業者		
施設数合計		27	-	27	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	13	-	1
中間処理施設数	小計	27	-	27	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	13	-	1
	汚泥	脱水	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		天日乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		破砕	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	1	-	2	/	/
	廃プラスチック類	焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		破砕	20	-	20	/	-	-	-	-	-	-	-	-	9	/	/
	木くず・がれき類	破砕	20	-	20	/	-	-	-	-	-	-	-	-	9	/	/
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	その他	焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	安定型	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	管理型	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB廃棄物保管事業所		-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	42	/	/	/
産業廃棄物事業場外保管厩		-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	-	/	-	/	/	/
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	/	/	-	/	-	/	/	/	-	/	-	/	/	/

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和6年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【全県】

(令和6年度)

事業 番号			調 査 件 数 等					指 導 件 数						指 導 内 容		
			実施 事業 所数	調 査 等 延 べ 件 数			分析 検体 数	命 令	警 告	勸 告	通 知 等	報 告 徴 収	注 意 指 導 票	指 導 事 項 数	指 導 事 項 数 の うち 改善 された 件数	指 導 事 項 数 の うち 指導 中の 件数
					処 う 理 中 設 間	処 う ち 分 埋 場 立										
1	有害物質排出事業所立入検査		6	8	1	-	7	-	-	-	-	2	-	2	2	-
2	公害防止協定事業所立入検査		7	26	3	-	8	-	-	-	-	1	-	1	1	-
3	産業廃棄物処理業立入検査		208	389	201	79	-	1	1	2	-	7	21	34	20	14
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	12	27	-	9	15	-	-	1	1	1	-	3	1	1
		処理業者	37	74	-	66	123	-	-	1	-	-	2	6	4	2
5	建設業立入検査		272	295	-	-	-	-	-	1	31	4	7	5	5	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査		4	11	9	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		61	61	1	-	-	-	-	-	-	9	8	8	-	-
8	ＰＣＢ廃棄物保管事業所立入検査		27	34	-	-	-	-	-	-	9	1	-	-	-	-
9	焼却施設立入検査		22	32	18	-	13	-	-	-	-	1	1	1	1	-
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）		11回	96台				-	3	-	5	4	10	17	17	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		32回	46件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		7回	23件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		4回	11件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査		2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	71	168	-	-	-	-	2	3	2	17	16	33	20	13
		処理業者	21	45	9	-	-	-	1	1	-	2	3	4	3	1
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		7	7	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		8	8	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査		44	60	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	16	29				-	-	-	-	-	1	1	1	-
		許可業者	23	36				-	-	-	-	-	1	1	1	1
合 計			904	1,490	248	157	166	1	7	9	39	47	74	118	86	31

産業廃棄物事案等による立入件数	220件
-----------------	------

(記載要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部】

(令和6年度)

事業 番号			調 査 件 数 等				指 導 件 数						指 導 内 容		
			実施 事業 所数	調 査 等 延 べ 件 数		分 析 検 体 数	命 令	警 告	勸 告	通 知 等	報 告 徴 収	注 意 指 導 票	指 導 事 項 数	指 導 事 項 数 の うち 改 善 さ れ た 件 数	指 導 事 項 数 の うち 指 導 中 の 件 数
				処 う ち 理 施 中 設 間	処 う ち 分 埋 場 立										
1	有害物質排出事業所立入検査		3	4	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
2	公害防止協定事業所立入検査		1	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	産業廃棄物処理業立入検査		27	88	34	18	-	-	-	-	-	11	11	2	9
4	産業廃棄物埋立処分場 立入検査	事業者	1	2	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	4	11	-	11	44	-	-	-	-	-	2	2	-
5	建設業立入検査		38	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	ＰＣＢ廃棄物保管事業所立入検査		2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	焼却施設立入検査		4	6	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）		1回	11台				-	-	-	2	1	3	6	6
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		3回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		1回	1件				-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		1回	1件				-	-	-	-	-	-	-	-
14	ｽｶｲ・ｼｰﾊﾞﾄﾛｰﾙのﾌｵﾛｰｱｯﾌﾟ 調査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事業 処理立入検査	事業者	18	52	-	-	-	-	-	-	-	2	5	7	7
		処理業者	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	自動車リサイクル法関 係立入検査	登録業者	1	1				-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	1	1				-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			117	238	46	31	52	-	-	-	2	3	22	27	16

産業廃棄物事案等による立入件数 36件

(記載要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するものに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部広島】

(令和6年度)

事業 番号		調 査 件 数 等					指 導 件 数						指 導 内 容			
		実施 事業 所数	調 査 等 延 べ 件 数		分 析 検 体 数	命 令	警 告	勧 告	通 知 等	報 告 徴 収	注 意 指 導 票	指 導 事 項 数	指 導 事 項 数 の うち 改 善 さ れ た 件 数	指 導 事 項 数 の うち		
			処 う 理 中 設 置	処 う ち 分 埋 場 立												
1	有害物質排出事業所立入検査		2	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査		39	64	18	4	-	1	1	1	4	-	5	3	2	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	3	4	-	4	9	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	建設業立入検査		13	13	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
6	県外産業事前協議確認立入検査		2	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査		6	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査		3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）		2回	18台				-	-	-	-	4	6	6	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事業 処理立入検査	事業者	14	24	-	-	-	-	2	1	4	4	12	5	7	
		処理業者	6	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査		11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関 係立入検査	登録業者	5	12				-	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	5	11				-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計			113	190	30	8	11	1	3	2	-	8	9	24	15	9

産業廃棄物事案等による立入件数 38件

(記載要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産業処理業に立入り、県外産業事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産業処理業立入検査等に計上すること。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部呉】

(令和6年度)

事業 番号			調 査 件 数 等					指 導 件 数						指 導 内 容		
			実施 事業 所数	調 査 等 延 べ 件 数	分 析 検 体 数		命 令	警 告	勧 告	通 知 等	報 告 徴 収	注 意 指 導 票	指 導 事 項 数	指 導 事 項 数 の うち 改善された件数	指 導 事 項 数 の うち 指導中の件数	
					処 理 中 設 置	処 理 場 立										
1	有害物質排出事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査		2	8	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査		8	18	15	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	4	8	-	8	11	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	建設業立入検査		31	31	-	-	-	-	-	-	4	2	-	-	-	
6	県外産業事前協議確認立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		7	7	-	-	-	-	-	-	-	3	3	3	-	
8	P C B 廃棄物保管事業所立入検査		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）		1回	14台				-	-	-	-	-	-	-	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		1回	6件				-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		1回	3件				-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイパトロールのフォローアップ 調査		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事業 処理立入検査	事業者	6	18	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	1	
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関 係立入検査	登録業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計			65	120	16	8	19	-	-	-	4	4	6	6	5	1

産業廃棄物事案等による立入件数 18件

(記載要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産業処理業に立入り、県外産業事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産業処理業立入検査等に計上すること。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部東】

(令和6年度)

事業 番号			調 査 件 数 等					指 導 件 数						指 導 内 容		
			実 施 事 業 所 数	調 査 等 延 べ 件 数		分 析 検 体 数	命 令	警 告	勧 告	通 知 等	報 告 徴 収	注 意 指 導 票	指 導 事 項 数	指 導 事 項 数 の うち 改 善 さ れ た 件 数	指 導 事 項 数 の うち 指 導 中 の 件 数	
				処 う ち 理 施 中 設 置	処 う ち 分 埋 場 立											
1	有害物質排出事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	公害防止協定事業所立入検査		2	7	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-
3	産業廃棄物処理業立入検査		37	65	36	10	-	-	-	1	-	2	1	2	2	-
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	6	18	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	1	1
		処理業者	3	8	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-
5	建設業立入検査		19	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	県外産業事前協議確認立入検査		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	ＰＣＢ廃棄物保管事業所立入検査		4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	焼却施設立入検査		3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）		1回	7台				-	1	-	-	-	-	1	1	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		1回	5件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		1回	2件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイパトロールのフォローアップ調査		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者	10	16	-	-	-	-	-	2	2	9	2	9	5	4
		処理業者	8	15	8	-	-	-	-	1	1	-	2	1	-	1
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		3	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	6	12				-	-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	7	13				-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			130	217	47	13	-	-	2	6	2	15	3	17	11	6

産業廃棄物事案等による立入件数 31件

(記載要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産業処理業に立入り、県外産業事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産業処理業立入検査等に計上すること。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【東部】

(令和6年度)

事業 番号			調 査 件 数 等					指 導 件 数						指 導 内 容		
			実施 事業 所数	調 査 等 延 べ 件 数		分 析 検 体 数	命 令	警 告	勧 告	通 知 等	報 告 徴 収	注 意 指 導 票	指 導 事 項 数	指 導 事 項 数 の うち 改 善 さ れ た 件 数	指 導 事 項 数 の うち 指 導 中 の 件 数	
				処 う 理 中 設 置	処 う ち 分 埋 場 立											
1	有害物質排出事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査		42	88	58	41	-	-	-	-	-	-	12	10	2	
4	産業廃棄物埋立処分場 立入検査	事業者	4	6	-	6	10	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	21	38		38	50	-	-	-	-	-	3	3	-	
5	建設業立入検査		52	56	-	-	-	-	-	-	4	4	4	-	-	
6	県外産業事前協議確認立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		14	14	-	-	-	-	-	-	5	5	5	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査		10	14	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査		5	6	-	-	8	-	-	-	-	1	1	1	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）		3回	31台				-	2	-	3	3	4	4	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		24回	24件				-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		1回	1件				-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		1回	5件				-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイパトロールのフォローアップ調査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事業 処理立入検査	事業者	8	33	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
		処理業者	2	8	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査		30	46	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
20	自動車リサイクル法関 係立入検査	登録業者	4	4				-	-	-	-	1	1	1	-	
		許可業者	6	6				-	-	-	-	1	1	1	-	
合 計			234	387	58	85	68	-	2	-	3	12	19	35	33	2

産業廃棄物事案等による立入件数 63件

(記載要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産業処理業に立入り、県外産業事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産業処理業立入検査等に計上すること。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【東部福山】

(令和6年度)

事業 番号		調 査 件 数 等					指 導 件 数						指 導 内 容			
		実施 事業 所数	調 査 等 延 べ 件 数	分 析 検 体 数		命 令	警 告	勧 告	通 知 等	報 告 徴 収	注 意 指 導 票	指 導 事 項 数	指 導 事 項 数 の うち 改善された件数	指 導 事 項 数 の うち 指導中の件数		
				処 う ち 理 施 中 設 置	処 う ち 分 埋 場 立											
1	有害物質排出事業所立入検査		1	2	-	-	1	-	-	-	-	2	-	2	2	-
2	公害防止協定事業所立入検査		2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	産業廃棄物処理業立入検査		16	25	14	6	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	1	-	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-
		処理業者	1	3	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	建設業立入検査		54	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	県外産業事前協議確認立入検査		1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	焼却施設立入検査		4	9	7	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）		2回	9台				-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		2回	7件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者	4	7	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-
		処理業者	4	13	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	1	2				-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			103	153	21	10	9	-	-	-	1	2	3	6	5	-

産業廃棄物事案等による立入件数 21件

(記載要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産業処理業に立入り、県外産業事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産業処理業立入検査等に計上すること。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【北部】

(令和6年度)

事業 番号			調 査 件 数 等					指 導 件 数						指 導 内 容		
			実施 事業 所数	調 査 等 延 べ 件 数		分 析 検 体 数	命 令	警 告	勧 告	通 知 等	報 告 徴 収	注 意 指 導 票	指 導 事 項 数	指 導 事 項 数 の うち 改 善 さ れ た 件 数	指 導 事 項 数 の うち 指 導 中 の 件 数	
				処 う 理 中 施 設	処 う ち 分 埋 場											
1	有害物質排出事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査		39	41	26	-	-	-	-	-	1	6	1	-	1	
4	産業廃棄物埋立処分場 立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	1	2	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	建設業立入検査		65	84	-	-	-	-	-	1	27	2	2	-	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		13	13	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査		3	5	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
9	焼却施設立入検査		2	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）		1回	6台				-	-	-	-	-	-	-	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		2回	5件				-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事業 処理立入検査	事業者	11	18	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	1	
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関 係立入検査	登録業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	3	3				-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計			142	185	30	2	7	-	-	1	27	3	12	3	2	

産業廃棄物事案等による立入件数 13件

(記載要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産業処理業に立入り、県外産業事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産業処理業立入検査等に計上すること。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和6年度)

産業廃棄物の処理状況										(令和6年度)	
		種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由	
中	西部	産業	156	156	10	愛媛県、岡山県、埼玉県、山口県、神奈川県、大阪府、鳥取県、島根県、福岡県、兵庫県	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃石膏ボード、がれき類、建設混合廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、廃電気機械器具	安田金属(株)、架材産業(株)、(株)きやま、(株)サンックス、(株)シンテツ、(株)スケダー工業、(株)マエダ、(株)都市ビルサービス、広業産業(株)、広島堆肥プラント(株)、広島炭化工業(株)、日本製紙(株)、NIH(株)	-	-	
		特管	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	156	156	10	-	計12種類	-	-	-	
	西部広島	産業	162	162	20	富山県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	Okada(株)、(株)輝陽、喜楽鋳業(株)、(株)熊野技建、(株)河本組、(株)KODAMA、(株)下岡タイヤ産業、西部環境(有)、殿林物流サービス(株)、(株)マルシン	-	-	
		特管	48	48	9	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	可燃性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油、特定有害汚泥、特定有害廃アルカリ	喜楽鋳業(株)	-	-	
		計	210	210	29	-	計16種類	-	-	-	
	西部県	産業	-	-	-	-	-	-	-	-	
		特管	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	計1種類	-	-	-	
	西部東	産業	232	232	24	埼玉県、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、繊維くず、金属くず、ばいじん、建設混合廃棄物、廃電気機械器具、鉛蓄電池	(株)にっこー、(株)スナダ、(株)ダイセキ、(株)ヒロエー、(株)ニシカン、(株)河谷商店、(株)南州科学、光陽建設(株)、三井金属鋳業(株)、東広商事(株)、東邦製鋼(株)、(有)シーイー・サプライ、(有)トラスト、(有)丸津商店	-	-	
		特管	127	127	16	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県	可燃性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油、特定有害汚泥、特定有害廃アルカリ、特定有害ばいじん	(株)ダイセキ、(株)ヒロエー、(株)南州科学、三井金属鋳業(株)、東邦製鋼(株)、(有)丸津商店	-	-	
		計	359	359	40	-	計27種類	-	-	-	
	東部	産業	669	669	17	千葉県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、助燃物性残さ、金属くず、ガラスくず等、廃石膏ボード、がれき類	株式会社開発、株式会社COMPANY、藤倉工業(株)、南モトヒロ	-	-	
		特管	7	7	5	福井県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県	可燃性廃油、腐食性廃アルカリ	株式会社開発	-	-	
		計	676	676	22	-	計15種類	-	-	-	
	東部福山	産業	205	205	19	愛知県、愛媛県、岡山県、岐阜県、京都府、熊本県、香川県、三重県、山口県、滋賀県、神奈川県、静岡県、大阪府、鳥取県、島根県、東京都、徳島県、福岡県、兵庫県	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、助燃物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、廃石膏ボード、がれき類、建設混合廃棄物、混合廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物	(株)オガワエコノス、(株)リソース、(株)上野、(株)中国開発、神石砕石(株)、(有)上下木材センター	-	-	
		特管	30	30	4	愛知県、岡山県、山口県、大阪府	感染性廃棄物、可燃性廃油、特定有害廃酸、特定有害廃アルカリ	(株)オガワエコノス、岡山産興(株)	-	-	
		計	235	235	23	-	計21種類	-	-	-	
	北部	産業	48	48	9	島根県、愛媛県、山口県、鳥取県、兵庫県、福岡県、岡山県、香川県、大阪府	汚泥、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、木くず、金属くず、鉱さい、廃石膏ボード、繊維くず、廃プラスチック類	㈲三次衛生工業社、旭有機材㈱、㈲下井建設、岩倉産業㈱、㈲クリーンみよし、㈲セルダムコーポレーション、㈲林商会、㈲金本商店、三次振興企業㈱	-	-	
		特管	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	48	48	9	-	計12種類	-	-	-	
最	西部	産業	21	21	2	島根県、山口県	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物	みつぎ産業(株)、(有)渡ノ瀬興業	-	-	
		特管	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	21	21	2	-	計4種類	-	-	-	
	西部広島	産業	11	11	5	静岡県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	㈲西部興産	-	-	
		特管	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	11	11	5	-	計5種類	-	-	-	
	西部県	産業	-	-	-	-	-	-	-	-	
		特管	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	計1種類	-	-	-	
	西部東	産業	54	54	15	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、建設混合廃棄物、石綿含有産業廃棄物	光陽建設(株)、(有)タナカ工業	-	-	
		特管	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	54	54	15	-	計7種類	-	-	-	
	東部	産業	36	36	14	千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、石綿含有産業廃棄物	岩田陸運㈱、藤倉工業㈱、ジェイ・イー・ビー協同組合	-	-	
		特管	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	36	36	14	-	計5種類	-	-	-	
東部福山	産業	7	7	3	岡山県、京都府、兵庫県	がれき類、混合廃棄物、廃プラスチック類、石綿含有産業廃棄物	(株)リソース	-	-		
	特管	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	7	7	3	-	計4種類	-	-	-		
北部	産業	-	-	-	-	-	-	-	-		
	特管	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	-	-	-	-	計0種類	-	-	-		

- (記入要領) 1 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
2 県外産業の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

廃棄物対策

(6)産業廃棄物に係る協議等

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

(令和6年度)

開催年月日	主 催 者	開 催 場 所	出席機関	参加人数	協議内容
令和6年8月2日	広島県 西部厚生環境事務所	(書面開催)	広島海上保安部、広島海上保安部岩国海上保安署、広島森林管理署、広島北部森林管理署、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、広島東警察署、海田警察署、廿日市警察署、大竹警察署、安芸高田警察署、山県警察署、西部総務事務所、西部農林水産事務所、西部建設事務所、西部建設事務所廿日市支所、西部建設事務所安芸太田支所、北部建設事務所、西部厚生環境事務所、西部厚生環境事務所広島支所、広島港湾振興事務所、産業廃棄物対策課	29機関	・要綱改正について ・合同パトロール実施要領について ・令和5年度の取組状況、事案対応及び令和6年度の取組状況・予定について ・会員名簿(案) ・不法投棄監視強化対策事業について
令和6年8月2日	西部厚生環境事務所	(書面開催)	大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署、林野庁近畿中国森林管理局広島北部森林管理署、第六管区海上保安本部広島海上保安部、第六管区海上保安本部広島海上保安部岩国海上保安署、広島県警察本部広島東警察署、広島県警察本部海田警察署、広島県警察本部廿日市警察署、広島県警察本部大竹警察署、広島県警察本部安芸高田警察署、広島県警察本部山県警察署、広島県西部総務事務所、広島県西部農林水産事務所、広島県西部建設事務所、広島県西部建設事務所廿日市支所、広島県西部建設事務所安芸太田支所、広島県北部建設事務所、広島県広島港湾振興事務所	—	・要綱改正について ・合同パトロールの実施について ・令和5年度の取組状況等及び令和6年度の取組状況・予定
令和6年11月12日	西部厚生環境事務所 呉支所	書面送付により開催	広島海上保安部、呉海上保安部、呉警察署、江田島警察署、広島警察署、呉市、江田島市、西部総務事務所呉支所、西部農林水産事務所呉農林事業所、西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、広島港湾振興事務所	—	・県内の不法投棄等の状況 ・呉地区の主な不法投棄等の状況 ・不法投棄監視強化対策事業 ・呉地区の不法投棄対策等の取組 ・廃棄物不適正処理の事例
令和7年2月4日	西部東厚生環境事務所	書面開催	海上保安部(呉)、警察署(竹原、東広島)市町(竹原市、東広島市、大崎上島町)県機関(農林、建設、厚生環境)	—	・家電リサイクル法対象品目の不法投棄状況 ・不法投棄等に関する取組について
令和6年8月8日	尾三地域廃棄物対策推進協議会	書面開催	三原市・尾道市・世羅町・尾道海上保安部・尾道警察署・三原警察署・世羅警察署・東部総務事務所第二課・東部県税事務所尾道分室・東部農林水産事務所尾道農林事業所・東部建設事務所三原支所・東部教育事務所・東部厚生環境事務所	16	・広島県における不法投棄対策について ・管内市町における廃棄物対策事業の実施状況について ・令和6年度廃棄物不法投棄等監視パトロール実施計画(案)について
令和6年8月26日	福山地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会	書面	市町、河川国道事務所、海上保安署、森林管理署、日本郵便福山郵便局、福山市農業協同組合、関係警察署、広島県	—	(議題) 令和6年度協議会パトロール実施計画について
令和6年9月5日	北部厚生環境事務所 環境管理課	三次庁舎 第3庁舎6階 601会議室	三次河川国道事務所、三次市、庄原市、三次警察署、庄原警察署、北部農林水産事務所、北部建設事務所、北部建設事務所庄原支所、循環型社会課、北部厚生環境事務所	13	・県からの情報提供について ・令和5年度不法投棄等防止の取組状況等について ・未解決の不法投棄・不適正保管案件について ・建設リサイクル法に係る関係機関との連携について ・令和6年度事業計画(案)について

(別紙)

試験検査業務

試験検査の実施状況

(単位:件)

(令和6年度)

検 査 項 目				全 県	西 部	東 部 福 山		
感 染 症 関 係 細 菌 学 的 検 査	合 計 A			78	67	11		
	赤 痢 菌			-	-	-		
	コ レ ラ 菌			-	-	-		
	チ フ ス ・ パ ラ チ フ ス 菌			-	-	-		
	そ の 他	腸 管 出 血 性 大 腸 菌		72	61	11		
		そ の 他		6	6	-		
食 品 衛 生 査 関 係 検 査	合 計 B			844	510	334		
	食 中 毒	小 計		63	39	24		
		細 菌 学 的 検 査		63	39	24		
		理 化 学 的 検 査		-	-	-		
		そ の 他		-	-	-		
	食 品 等	細 菌 学 的 検 査	小 計	568	360	208		
			成 分 規 格	98	69	29		
			指 導 基 準 ※	268	106	162		
			か き	181	179	2		
			精 度 管 理	11	6	5		
			そ の 他	10	-	10		
		理 化 学 的 検 査	小 計	213	111	102		
			成 分 規 格	30	16	14		
			添 加 物 使 用 基 準	142	70	72		
			残 留 農 薬	26	16	10		
			そ の 他	15	9	6		
			合 計 C			1,449	720	729
			工 場 ・ 事 業 場 排 水	小 計		1,120	548	572
				細 菌 学 的 検 査		357	211	146
理 化 学 的 検 査		一 般 項 目 ・ 栄 養 塩 等		543	277	266		
	重 金 属 等 有 害 物 質	199		39	160			
	V O C 等 有 害 物 質	21		21	-			
そ の 他		-		-	-			
廃 棄 物	小 計		303	152	151			
	細 菌 学 的 検 査		4	4	-			
	重 金 属 等 有 害 物 質		108	45	63			
	V O C 等 有 害 物 質		63	24	39			
	一 般 項 目		128	79	49			
	そ の 他		-	-	-			
	大 気	小 計		-	-	-		
煙 道 測 定 に 伴 う ば い 塵 等		-	-	-				
そ の 他		-	-	-				
そ の 他	小 計		26	20	6			
	重 金 属 等 有 害 物 質		14	14	-			
	一 般 項 目		-	-	-			
	そ の 他		12	6	6			
そ の 他	合 計 D		-	-	-			
	そ の 他		-	-	-			
合 計 (A+B+C+D)				2,371	1,297	1,074		

(注)件数は、原則として検体数で計上している。

(※)衛生規範は令和3年6月1日付で廃止されたため、広島県では微生物検査指導基準を定めて検査を実施している。

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
連携のための団体	広島県西部地域保健対策協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所	0829-32-1181	地域保健対策協議会
	大竹市献血推進協議会	739-0892	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課	0827-59-2140	献血推進協議会
	廿日市市献血推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課	0829-20-1610	
	広島県薬物乱用防止指導員広島地区協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-32-1181	広島県薬物乱用防止指導員協議会
	大竹市民生委員児童委員協議会	739-0803	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2235	民生委員児童委員協議会
	廿日市市民生委員児童委員協議会	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-30-9151	
	安芸高田市民生委員児童委員協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市社会福祉課内	0826-42-5615	
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課内	0823-43-1638	
	府中町民生委員児童委員協議会	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町福祉課内	082-286-3162	
	海田町民生委員児童委員協議会	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17 海田町社会福祉課内	082-823-9207	
	熊野町民生委員児童委員協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 熊野町社会福祉課内	082-820-5635	
	坂町民生委員児童委員協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1 坂町民生課内	082-820-1505	
	安芸太田町民生委員児童委員協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民課内	0826-28-2116	
	北広島町民生委員児童委員協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町福祉課内	0826-72-7352	
	呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館内	0823-25-3509	社会福祉協議会
	大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211	
	廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 山崎本社みんなのあいプラザ内	0829-20-0294	
	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941	
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060 能美福祉センター内	0823-40-2501	
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター内	082-285-7278	
	海田町社会福祉協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 ひのうらセンター内	082-820-0294	
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝一丁目11-1 熊野町地域福祉会館内	082-855-2855	
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611	
	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町大字中簡賀2802-5 簡賀福祉センター内	0826-32-2226	
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 大朝福祉センター内	0826-82-2680	地区歯科衛生連絡協議会
	大竹地区歯科衛生連絡協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課内	0827-59-2153	
	廿日市地区歯科衛生連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-20-1610	圏域地域保健対策協議会
	海田地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	
	芸北地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	地域保健対策協議会
	坂町地域保健対策協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町保健健康課内	082-820-1504	
	北広島町地域保健対策協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-2111	健康づくり推進協議会
	府中町健康づくり推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	
	熊野町保健福祉推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町民生課内	082-820-5605	歯科衛生連絡協議会
	安芸地区歯科衛生連絡協議会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 安芸歯科医師会事務局内	082-261-1707	
	安芸高田市歯科衛生連絡協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633	献血推進協議会
	山県地区歯科衛生連絡協議会	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地 安芸太田町健康福祉課内	0826-72-0853	
	府中町献血推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町福祉保健部健康推進課	082-286-3257	献血推進協議会
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 保健センター2階 住民活動センター	082-823-8503	
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課	082-820-5606	社会福祉協議会
	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941	
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278	社会福祉協議会
	海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294	
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝1丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855	地域保健対策協議会
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611	
	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町大字中簡賀2802-5 安芸太田町簡賀福祉センター内	0826-32-2226	地域保健対策協議会
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 福祉センター内	0826-82-2680	
	呉地域保健対策協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 広島県西部保健所呉支所	0823-22-5400	地域保健対策協議会
	呉市地域保健対策協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3103	
	江田島市地域保健対策協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	健康づくり推進協議会
	江田島市健康づくり推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	
	江田島市献血推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	献血推進協議会
	呉市民生委員児童委員協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3103	民生委員児童委員協議会
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課	0823-43-1638	
	呉市社会福祉協議会	737-0051	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館	0823-25-3509	社会福祉協議会
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060	0823-40-2501	
	広島中央地域保健対策協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-422-6911	地域保健対策協議会
	東広島市健康増進対策推進会議	739-8601	東広島市西条町栄町8-29医療保険課内	082-420-0936	健康づくり推進協議会
	東広島市献血推進協議会	739-8601	東広島市西条町栄町8-29医療保健課内	082-420-0936	献血推進協議会
	竹原市民生委員児童委員協議会	725-8666	竹原市中央5丁目6-28竹原市地域支えあい推進課内	0846-22-2946	民生委員児童委員協議会
	東広島市民生委員児童委員協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29東広島市地域共生推進課内	082-420-0932	
	大崎上島町民生委員児童委員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968大崎上島町福祉課内	0846-62-0301	社会福祉協議会
	社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5	0846-22-5131	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸1108東広島市総合福祉センター内	082-423-2800	社会福祉協議会
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会黒瀬支所	739-2612	東広島市黒瀬町丸山1286-1	0823-82-2026	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会福富支所	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1	082-435-2247	社会福祉協議会
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会豊栄支所	739-2311	東広島市豊栄町乃美2841-1	082-432-2083	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会河内支所	739-2201	東広島市河内町中河内1206-1	082-420-7011	社会福祉協議会
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会安芸津支所	739-2402	東広島市安芸津町三津4398	0846-45-0201	
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江5-9木江保健福祉センター内	0846-62-1718	地域保健対策協議会
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会大崎支所	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4098-7大崎老人福祉センター内	0846-64-4178	
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会東野支所	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1東野保健福祉センター内	0846-65-2210	地域保健対策協議会
	尾三地域保健対策協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部厚生環境事務所・保健所内	(0848)25-2011	
	三原市歯科衛生連絡協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061	歯科衛生連絡協議会
	尾道市歯科衛生連絡協議会	722-0045	尾道市門田町22-5 尾道市健康推進課内	0848-24-1960	
	世羅地区歯科衛生連絡協議会	722-1112	世羅郡世羅町本郷918-3 公立世羅中央病院内	0847-22-1127	献血推進協議会
	三原市献血会	723-0014	三原市城町一丁目2-1	(0848)67-6234	
	尾道市献血推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5	(0848)24-1177	民生委員児童委員協議会
	三原市民生委員児童委員連合協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市社会福祉協議会内	(0848)63-0570	
	尾道市連合民生委員児童委員協議会	722-8501	尾道市久保一丁目15-1 尾道市役所福祉保健部社会福祉課庶務係内	(0848)38-9122	民生委員児童委員協議会
	世羅町民生委員児童委員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷047 世羅保健福祉センター福祉課内	(0847)25-0072	
	府中市民生委員児童委員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉総合センター内	(0847)47-1294	社会福祉協議会
	神石高原町民生委員児童委員協議会	720-1522	神石郡神石高原町小島1748 神石高原町社会福祉協議会	(0847)85-2330	
	三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町1丁目2-1三原市総合保健福祉センター	(0848)63-0570	社会福祉協議会
	尾道市社会福祉協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)22-8385	
	世羅町社会福祉協議会	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原426-3	(0847)22-3162	

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
	福山・府中地域保健対策協議会	720-8511	福山市三吉町1-1-1 広島県東部保健所福山支所内	084-921-1311	地域保健対策協議会
	福山市献血推進協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22 福山市保健所健康推進課	084-928-3421	献血推進協議会
	府中市献血推進協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市健康推進課	0847-47-1310	
	福山市社会福祉協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22 福山すこやかセンター内	084-928-1330	社会福祉協議会
	府中市社会福祉協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉総合センター リ・ブレ内	0847-47-1294	
	神石高原町社会福祉協議会	720-1522	神石郡神石高原町小島1748 小島交流会館内	0847-85-2330	
職能団体	大竹市医師会	739-0612	大竹市油見三丁目6-8	0827-52-3893	医師会
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1	0829-20-0030	
	大竹市歯科医師会	739-0651	大竹市政波一丁目5-2 川口歯科医院内	0827-57-7350	
	佐伯歯科医師会	738-0034	廿日市市宮内北山1097-2 栗橋歯科クリニック	0829-37-1818	歯科医師会
	佐伯歯科医師会 廿日市支部	738-0034	廿日市市宮内4481-2 ソレイユ宮内 ふじた歯科	0829-37-4181	
	(公社)広島県獣医師会佐伯支部	738-0014	廿日市市住吉一丁目3-36 マリン動物病院内	0829-20-5777	獣医師会
	大竹市薬剤師会	739-0611	大竹市新町一丁目2-7おおたけ駅前薬局内	0827-28-6180	薬剤師会
	(一社)廿日市市薬剤師会	738-0053	廿日市市阿品台三丁目1-1 あじな中央薬品内	0829-39-5800	
	(公社)広島県看護協会廿日市支部	738-0033	廿日市市串戸三丁目13-5 プティ・リビエール101号	0829-30-7222	看護協会
	安芸高田市医師会	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1010-2	0826-42-4155	医師会
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931	
	山県郡医師会	731-1533	山県郡北広島町有田1192 千代田中央病院内	0826-72-7088	
	安芸高田市歯科医師会	731-0523	安芸高田市吉田町山手1217-1 吉村歯科医院方	0826-43-2076	
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館内	082-261-1707	歯科医師会
	山県郡歯科医師会	731-3664	山県郡安芸太田町上殿字東神田1862-1 戸河内廣安歯科医院方	0826-28-2552	
	広島県薬剤師会三次支部高田ブロック	731-0501	安芸高田市吉田町吉田3782-1 徳山第一薬局内	0826-42-2055	薬剤師会
	安芸薬剤師会	735-0026	安芸郡府中町桃山1丁目18-20	082-282-4440	
	広島市薬剤師会山県支部	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2番1号 広島市薬剤師会事務局	082-506-1255	
	広島県看護協会広島東支部	732-0052	広島市東区光町2-6-34 広弘ビル206号室	082-262-3524	看護協会
	広島県看護協会広島北支部	731-0223	広島市安佐北区可部南四丁目17-10 明神ビル203号室	082-814-4543	
	広島県栄養士会広島北支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410	栄養士会
	広島県栄養士会広島中支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410	
	安芸地区地域活動栄養士会	—	—	—	
	広島県歯科衛生士会安芸地区会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-2 広島県歯科医師会 5階	082-264-8864	歯科衛生士会
	安芸地区地域歯科衛生士会	—	—	—	
	広島県獣医師会広島北支部	731-3361	広島市安佐北区あさひが丘3-29-8 大田哲夫様方	082-838-3468	獣医師会
	広島県獣医師会安芸支部	736-0085	広島市安芸区矢野西1-2-8 ハビネス動物病院内	082-820-4777	
	呉市医師会	737-0056	呉市朝日町15-24 呉市医師会館	0823-22-2326	医師会
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13 安芸地区医師会館	082-823-4931	
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1 廿日市商工保健会館	0829-20-0030	
	呉市歯科医師会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 すこやかセンターくれ	0823-25-4441	歯科医師会
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-261-1707	
	呉市薬剤師会	737-0046	呉市中通一丁目4-2	0823-21-4695	薬剤師会
	広島県看護協会 呉支部	737-0141	呉市広大新開二丁目3-3	0823-73-6522	看護協会
	広島県栄養士会 芸予支部	—	個人宅につき掲載省略	—	栄養士会
	江田島市地域活動栄養士会	—	個人宅につき掲載省略	—	
	広島県歯科衛生士会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-264-8864	歯科衛生士会
	広島県獣医師会 安芸支部	736-0085	広島市安芸区矢野西一丁目2-8 ハビネス動物病院内	082-820-4777	
	一般社団法人竹原地区医師会	725-0026	竹原市中央3丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-9377	医師会
	一般社団法人東広島地区医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113東広島保健医療センター内	082-422-3810	
	一般社団法人賀茂東部医師会	739-2303	東広島市福富町久芳1539-27福富内科外科医院	082-430-1101	
	一般社団法人豊田郡医師会	725-0403	豊田郡大崎上島町中野4322-3円山医院内	0846-64-2062	歯科医師会
	竹原・豊田歯科医師会	725-0401	竹原市竹原町3552-7 三好歯科医院内	0846-22-0959	
	一般社団法人東広島市歯科医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113東広島保健医療センター内	0846-62-0064	
	一般社団法人東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113東広島保健医療センター内	082-423-7340	薬剤師会
	公益社団法人広島県看護協会東広島・竹原支部	739-0014	東広島市西条昭和町112-49-402	082-422-8858	看護協会
	公益社団法人広島県獣医師会東広島支部	739-2208	広島県獣医師会ホームページをご覧ください	—	獣医師会
	公益社団法人広島県獣医師会豊田支部	725-0023	広島県獣医師会ホームページをご覧ください	—	
	三原市医師会	723-0051	三原市宮浦一丁目15-1 三原市医師会病院内	(0848)62-2283	医師会
	尾道市医師会	722-0025	尾道市東原東二丁目4-33 尾道市医師会館内	(0848)25-3151	
	因島医師会	722-2211	尾道市因島中庄町1962 因島医師会病院内	(0845)24-1210	
	世羅郡医師会	722-1112	世羅郡世羅町本郷614-1 うらべ医院内	(0847)25-0116	
	三原市歯科医師会	723-0051	三原市宮浦六丁目7-27 たまやま歯科医院内	(0848)64-6432	
	尾道市歯科医師会	722-0073	尾道市向島町5534-123 くらせ歯科クリニック内	(0848)20-6480	歯科医師会
	因島歯科医師会	722-2211	尾道市因島中庄町2021 酒井歯科医院内	(0845)24-3648	
	竹原・豊田歯科医師会	722-2413	尾道市瀬戸田町沢163-16 瀬戸田村上歯科医院内	(0845)27-4195	
	御調・世羅郡歯科医師会	722-1112	世羅郡世羅町大字本郷宇川030-7 谷川歯科医院内	(0847)22-5222	薬剤師会
	一般社団法人 三原薬剤師会	723-0051	三原市宮浦1-20-36	(0848)64-8079	
	一般社団法人 尾道薬剤師会	722-0038	尾道市天満町13-14	(0848)20-0353	
	因島薬剤師会	722-2323	尾道市因島三庄町1621-8	(0845)22-0792	
	一般社団法人 東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター3階	(082)423-7340	
	広島県看護協会三原・尾道支部	723-0014	三原市城町三丁目1-1 2階 210	(0848)64-1616	看護協会
	公益社団法人 広島県栄養士会備後支部	720-8512	福山市三吉町南二丁目11-22福山市健康推進課内	(084) 928-3421	栄養士会
	三原栄養士会	723-0015	三原市円一町二丁目5-1 興生総合病院	(0848)63-5500	
	尾道地区病院栄養士会	722-8508	尾道市平原町一丁目10-23 JA尾道総合病院	(0848)22-8111	
	広島県歯科衛生士会三原・尾道地区会	—	会長宅	—	歯科衛生士会
	広島県獣医師会尾三地域支部	723-0013	三原市古浜一丁目3-18 宮本動物病院内	(0848)62-3434	獣医師会
	大竹市食生活改善推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 保健医療課内	0827-59-2153	食生活改善推進協議会
	廿日市市食生活改善推進連絡協議会	738-8512	廿日市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-20-1610	
	廿日市食品衛生協会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-31-1152	食品衛生協会
	大竹市公衆衛生推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 環境整備課内	0827-59-2112	
	廿日市市公衆衛生推進協議会	738-0014	廿日市市住吉二丁目2-16 廿日市市民活動センター内団体事務所	0829-31-0040	公衆衛生推進協議会
	廿日市市大野公衆衛生推進協議会	739-0492	廿日市市大野一丁目1-1 廿日市市大野支所環境産業グループ内	0829-30-2009	
	廿日市市佐伯公衆衛生推進協議会	738-0222	廿日市市津田1989 廿日市市佐伯支所環境産業グループ内	0829-72-1115	
	廿日市市吉和公衆衛生推進協議会	738-0301	廿日市市吉和3425-1 廿日市市吉和支所環境産業建設グループ内	0829-77-2114	
	廿日市市宮島公衆衛生推進協議会	739-0595	廿日市市宮島町1165-6 廿日市市宮島支所環境産業グループ内	0829-44-2003	
	佐伯地域精神障がい者家族会 こぶし会	738-0292	廿日市市津田1989(窓口:佐伯支所)	0829-72-1124	精神障害者家族会
	大野精神障害者家族会「あいあい」	739-0437	廿日市市大野中央二丁目6-9(窓口:あいあい作業所)	0829-54-1535	
	広島断酒ふたば会南支部	738-0025	廿日市市平良一丁目8-21 渡藤 守様方	090-7129-0856	断酒会

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
自主組織	安芸郡食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-221-6730	食品衛生協会
	芸北地域食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-222-1036	
	安芸高田市食生活改善推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633	食生活改善推進協議会
	府中町食生活改善推進員協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	
	海田町食生活改善推進協議会	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17 海田町健康づくり推進課内	082-823-4418	
	坂町食生活改善推進協議会	731-4314	安芸郡坂町坂西1丁目18-14 坂町立保健センター内	082-885-3131	
	安芸太田町食生活改善推進協議会	731-3501	山県郡安芸太田町大字下殿河内236 安芸太田町保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196	
	府中町運動普及推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3255	運動普及推進協議会
	海田地域公衆衛生推進協議会	736-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	地域保健対策協議会
	芸北地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	
	安芸高田市公衆衛生推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市市民生活課内	0826-42-5616	公衆衛生推進協議会
	府中町公衆衛生推進協議会	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1 府中町生活環境課内	082-286-3242	
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住民活動センター内	082-823-9225	
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課内	082-820-5606	
	坂町公衆衛生推進協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町環境防災課内	082-280-1506	
	安芸太田町公衆衛生推進協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-1960	精神障害者家族会
	北広島町公衆衛生推進協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町民生課内	0826-72-0854	
	安芸高田家族会 あきみのり会	731-0306	安芸高田市八千代町向山447 平本和昭様方	0826-52-3525	
	府中町精神障害者家族会 ふちゅう風の会	735-0006	安芸郡府中町本町3-11-9 WINDエのみや内	082-286-5551	
	熊野こころの虹家族会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町健康推進課内	082-820-5637	
	北広島町ひまわり家族会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853	断酒会
	広島断酒ふたば会吉田・山県支部	731-0521	安芸高田市吉田町常友2499-6 土河様方	0826-43-0513	
	広島断酒ふたば会安芸支部	736-0014	安芸郡海田町三迫3-7-35-8 桃谷様方	090-6831-0647	薬物乱用防止指導員地区協議会
	広島県薬物乱用防止指導員安芸地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	
	広島県薬物乱用防止指導員芸北地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	食品衛生協会
	江田島市食品衛生協会	737-2397	江田島市能美町中町4859-9江田島市能美市民センター	0823-43-1177	
	呉市食生活改善推進協議会	737-0041	呉市保田一丁目2-13 呉市保健所地域保健課	0823-25-3540	食生活改善推進協議会
	江田島市食生活改善推進員協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	
	呉市公衆衛生推進協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市地域協働課	0823-25-3221	公衆衛生推進協議会
	江田島市公衆衛生推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市地域支援課	0823-43-1637	
	あおぞら家族会(江田島市精神障害者家族会)	737-2213	江田島市大柿町大原字浜之内700 自立支援センターあおぞら	0823-40-3501	精神障害者家族会
	薬物乱用防止指導員呉地区協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 広島県西部保健所呉支所衛生環境課	0823-22-5400	食品衛生協会
	東広島食品衛生協会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-423-3928	
	竹原地域食品衛生協会	725-0026	竹原市中央2丁目9-21	0846-22-8038	食生活改善推進協議会
	竹原市食生活改善推進員会	725-0025	竹原市中央3丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-4699	
	大崎上島町食生活改善推進員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968健康福祉課内	0846-62-0330	公衆衛生推進協議会
	竹原市公衆衛生推進協議会	725-8666	竹原市中央5-1-35 竹原市役所地域づくり課内	0846-22-2279	
	東広島市公衆衛生推進協議会	739-8601	東広島市西条栄町3-29 東広島市役所庶務対策課内	082-420-0926	精神障害者家族会
	大崎上島町公衆衛生推進協議会	725-0231	豊田郡大崎上島町中野2067番地1 大崎上島町役場環境衛生課内	0846-64-3514	
	竹水会(竹原地区)	725-0023	竹原市田ノ浦3丁目2-6 障害福祉サービス事業所若竹	0846-22-4440	断酒会
	芸南断酒会		広島県断酒会連合会のホームページをご覧ください	090-9735-6070	
	賀茂谷地断酒会		広島県断酒会連合会のホームページをご覧ください	082-432-3280	薬物乱用防止指導員地区協議会
	広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10 西部東保健所内	082-422-6911	
	三原食品衛生協会	723-0015	三原市内一町二丁目4-1 東部建設事務所三原支所内	(0848)64-2910	食品衛生協会
	尾道食品衛生協会	722-0002	尾道市古浜町26-12 尾道庁舎内	(0848)23-8130	
	因島食品衛生協会	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1 因島総合福祉保健センター3階	(0845)22-3259	食生活改善推進協議会
	三原市食生活改善推進員協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6053	
	尾道市保健推進員連絡協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	公衆衛生推進協議会
	世羅町食生活改善推進員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0134	
	三原市公衆衛生推進協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市総合保健福祉センター内	(0848)67-5830	断酒会
	尾道市公衆衛生推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	
	世羅町公衆衛生推進協議会	722-1121	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847)22-4513	断酒会
	三原断酒友の会	723-0051	三原市宮浦一丁目12-1-202	080-5232-0656	
	尾道断酒うず瀬会	722-0055	尾道市新高山2丁目2631-294-202	090-8247-3437	薬物乱用防止指導員地区協議会
	広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部保健所内	(0848)25-2011	
	三原市母子保健推進員会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061	母子保健推進協議会
	世羅町母子保健推進員	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0295	
	府中食品衛生協会	728-0023	府中市元町1-5 府中市教育センター内	0847-46-3880	食品衛生協会
	神石郡食品衛生協会	720-1604	神石郡神石高原町坂瀬川5146-2	0847-85-2201	
	府中市食生活改善推進員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市健康推進課内	0847-47-1310	精神障害者家族会
	府中市精神保健福祉家族会つき会	726-0011	府中市広谷町919-3障害福祉サービス事業所わかば内	0847-45-3370	
	神石高原町精神障害者家族会(やまぼうしの会)		会員宅		断酒会
	府中断酒会(上下支所を含む)		会員宅		
	広島県薬物乱用防止指導員福山地区協議会	720-8511	福山市三吉町1-1-1 広島県東部保健所福山支所内	084-921-1311	精神保健福祉ボランティアグループ
	廿日市精神保健福祉ボランティア連絡会[ねこの手]	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 (窓口:廿日市市社会福祉協議会)	0829-20-0294	
その他の団体	佐伯精神保健福祉ボランティア「そよ風」	738-0222	廿日市市津田4109(窓口:廿日市市社会福祉協議会 佐伯事務所)	0829-72-0868	アレルギーの会
	ひまわり友の会 備後支部	725-0013	竹原市吉名町4966-2	090-2804-9005	
	全国パーキンソン病友の会広島県支部福山地域友の会	721-0907	福山市春日町7-19-10	090-2095-1581	精神保健福祉ボランティアグループ
	三原アレルギーの会ひだまり	729-0417	三原市本郷南5丁目23-1 三原市本郷福祉センター内	(0848)86-3607	
	アンダンテ	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉センター内	0847-47-1310	精神保健福祉ボランティアグループ
	みらくる会	726-0011	府中市広谷町929-3	0847-46-4133	
	傾聴ボランティア「蝶々」	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉センター内	0847-47-1310	